

平成 19 年度自己点検評価報告書

平成 20 年 11 月

名寄市立大学保健福祉学部

目 次

目 次	1
はじめに	3
I 大学の理念、教育の理念・目標および教育課程編成	4
1 大学の基本理念	4
2 教養教育部	5
1) 教育の理念と目標	
2) 教養教育科目の履修状況	
3) 「基礎演習」と F D	
4) T Aの活用	
5) 次年度以降の課題	
3 栄養学科	10
1) 教育の理念と目標	
2) 教育課程編成(科目の内容と配置)	
3) 教育方法、履修指導方法及び卒業要件	
4) 教員組織	
5) 編入学生の受け入れ	
6) 学外実習	
7) 次年度以降の課題	
4 看護学科	16
1) 教育の理念と目標	
2) 教育課程編成(科目の内容と配置)	
3) 教育方法、履修指導方法及び卒業要件	
4) 教員組織	
5) 編入学生の受け入れ	
6) 学外実習	
7) 次年度以降の課題	
5 社会福祉学科	20
1) 教育の理念と目標	
2) 教育課程編成(科目の内容と配置)	
3) 教育方法、履修指導方法及び卒業要件	
4) 教員組織	
5) 編入学生の受け入れ	
6) 社会福祉現場実習	
7) 次年度以降の課題	

II 学生の受入れと入試広報	2 3
1 アドミッション・ポリシー	
2 入試広報活動	
3 学生の受入れ状況	
1) 在学生の状況	
2) 入学者選抜試験の実施状況	
III 学生支援	2 6
1 学生への支援	
2 健康への支援	
3 経済的支援	
IV F D	2 9
1 F D委員会	
2 授業改善委員会	
3 学生授業評価	
4 研究活動	
1) 研究支援体制の整備	
2) 研究活動の状況	
3) 学外資金の導入	
5 今後の課題	
V 図書館及び情報公開	3 5
1 図書館	
2 情報公開	
VI 地域交流センター	3 9
VII 道北地域研究所	4 0
1 役割と機構	
2 事業活動	
VIII 施設整備等	4 3

はじめに

平成 20 年 1 月

保健福祉学部
学部長 八幡剛浩

平成 18 年度に開学した本学は、平成 19 年度終了で完成年次終了までの半分を通過しました。これまで走りながら制度の充実を図って来た為、当初描いた目標に到達しているとは言えない状況も少なからず生まれて来ています。本学の開設に当たって大学設置審議委員会から受けた、“大学としての使命を果たす様に”との指摘、及び“資格試験をクリア出来る力をつける教育をして世に送り出す”という学生との契約を果たすために、大学は不備な点を改善することに不断の努力を続けなければなりません。大学の使命とは何か？ 言うまでもなく教育と研究、そして狭い意味に留まらない地域への貢献です。教職員は常にこの事を念頭に置いて、又、大学全入時代を迎えて各大学が生き残りをかけて必死の戦いを続いている今、後発の本学としては歴史・実績のある他大学より更に厳しい状況にあることを自覚して研鑽を積まねばなりません。

本学では開設年度から毎年項目を絞って自己点検を行い、完成年度終了時に全体的な点検評価を行う計画で居ます。このスケジュールに従い、平成 18 年度は初年次教育に重点を置いた自己点検評価報告書を作成しました。開設 2 年目の平成 19 年度は、1 サイクルを終えた教養教育と FD 活動に重点を置いて自己点検評価を行いました。専門科目の本格的な開講が始まった各学科での教育、及び他の項目については次年度以降に本格的点検評価を行うこととし、今年度は現状報告が主になっています。FD 活動に関してはかなり厳しい評価がされていると感じることと思いますが、謙虚に受け止め、完成年度に向けての大学としての仕組みの構築、及び完成年度以降の本学の発展の為に役立ててくれる事を希望しています。

本報告書に対するご意見、ご教示を下さいます様お願い致します。

I 大学の理念、教育の理念・目標および教育課程編成

1 大学の基本理念

以下2節以降において、保健福祉学部教育を構成する教養教育部、各学科の教育に関し具体的に検討がなされている。ここではその前提として、本学設置申請時の大学の教育研究上の理念・目的並びに学部の特色と教育目標について触れておく。

1) 教育研究上の理念・目的

保健・医療・福祉サービスの展開に貢献する優れた能力を有する人材の育成、市立名寄短期大学におけるこれまでの教育実践のさらなる発展、また、北海道に立脚する大学として地域に貢献し地域に開かれた大学を目標として、以下を大学の基本理念としている。

(1) 保健・医療・福祉の連携と協働

学科間の連携教育・共同学習を積極的に行い、自らの領域に係わる専門能力だけでなく、保健・医療・福祉の各領域を幅広く理解し、他職種との連携・協働に力を発揮する人材を育む。また、保健・医療・福祉に係わる複合的共同研究を学内・学外で積極的に推進し、地域の保健・医療・福祉の課題解決に寄与する。

(2) 少人数教育の実践

学生個々の関心・志向と学習プロセスに配慮した少人数教育を基礎に、豊かな個性と人間性、他者への共感と寛容の精神、確立された自己と自主・自立の気概、的確な判断力と実行力など、高い能力を備えて「ひと」への支援サービスを実践できる人材を育む。

(3) 地域社会の教育的活用と地域貢献

「ひと」への理解や自らが志す職能への認識と自覚を学生が速やかに深めていくよう、体験型学習やボランティア活動など、学外における学習活動を推進する。こうした地域社会を積極的に活用する教育活動と、特に過疎や高齢化が進行した地域を対象とした保健・医療・福祉に係わる地域課題の解決に向けた研究活動、また、地域で実践に携わる人材の卒後教育活動などを通して、地域に貢献する。

2) 学部の特色と教育目標

本学は「栄養学科、看護学科、社会福祉学科」の3学科で学部を構成するものであり、いずれの学科とも「ひと」を対象とする支援サービスに優れた能力を備えて携わる人材を育むことが使命である。また、大学として最も肝要なことは、学生が主体的に学び能力を開発向上させる環境をつくり支援することにあると考える。こうした認識と大学の基本理念から、以下を本学部の特色と教育目標に掲げる。

(1) 学部の特色

- ① 「ひと」の尊厳と人権を尊び、思いやりの心を持って支援サービスに携わる人材を育む。
- ② 自らの専門領域に係わる知識・技術を修得するとともに、保健・医療・福祉の各領域を幅広く理解し、関連領域の職種と連携・協働し、保健・医療・福祉の包括的な支援サービスに貢献できる人材を育む。

③ 保健・医療・福祉の進歩と社会の変化に対応できるよう、生涯を通じて研鑽し、その力を地域社会の人々の健康と生活の質の向上はもとより国際的にも発揮できる人材を育む。

(2) 学部の教育目標

- ① 多様でかけがえのない存在である「ひと」への理解を深めるとともに、自らの人間性と能力を高める力を育む。
- ② 保健・医療・福祉の各領域を幅広く理解し、支援サービスの連携・協働においてパートナーシップを発揮できる力を育む。
- ③ 自らが課題を発見しその解決を構想する主体性・創造性と、実行のための集団組織化・調整能力等の実践力を育む。
- ④ 自らの専門領域の知識・技術だけでなく、幅広い理解力・判断力を養う「教養」についても生涯学び続ける意欲を育む。
- ⑤ 地域社会はもとより、人類が抱える諸問題と異文化にも関心を持ち、広く世界のなかで自己の存在を位置づけ行動する意識と素養を育む。

2 教養教育部

開学初年度にあたる平成 18 年度の自己点検・評価として教養教育部が取り上げた項目は、大学の理念と教養教育の理念・目標および教育課程編成、1 年次開講の「基礎演習」の意義と FD、次年度以降の課題であった。教養教育科目は 1 年次・2 年次に配置されており、平成 19 年度をもってすべての教養教育科目が開講された。そこで、平成 19 年度の自己点検・評価の項目として、教養教育の理念・目標を再掲し、平成 18 年度生の教養教育科目の履修状況を報告し、2 年間の教養教育カリキュラムの総括としたい。また、昨年度提起した諸課題に関する教養教育部の取り組みについても報告したい。

1) 教育の理念と目標

他領域の専門職と連携・協働し、問題解決のためのマネジメントが的確に行える職業人であるためには、自らの専門領域を超えた複数の視点を持ち、問題を総合的に捉えることができる人材でなければならない。教養教育では、当該学科で学ぶための基礎的な知識や技術の修得だけではなく、多面的理解や総合的な洞察力・判断力の基盤となる広く豊かな世界観を有する人格・姿勢を持った人間を育むことをめざす。

学部の特色・教育目標とこうした教養教育の理念を踏まえ、教養教育の目標を以下のように設定した。

- (1) 学業または職業人として必要とされる基本的なリテラシー（読み書き能力）を修得するとともに、情報化社会や国際社会において異文化理解と他者とのコミュニケーションを円滑にできる豊かな人間性を備えた自己の確立をめざす。
- (2) 現代の世界や社会の仕組みとその諸問題を幅広く学ぶことによって、それらを多面的に理解し、複眼的な視点に立って思考することのできる人間を育む。
- (3) 地域の自然や社会を教育の場として積極的に活用し、地域に対する関心や多面的理解を深め、地域から学ぶ姿勢を養う。

(4) 幅広く学ぶことの重要性を認識し、その楽しさを知ることで知的関心を広げ、自己学習する素養を育む。

2) 教養教育科目的履修状況

平成18年度の自己点検・評価では、次年度課題のひとつとして「教養教育の目標である「幅広く学ぶ」の検証については、2年間で学生がどの程度教養教育科目を履修しているかを見る必要がある」と書かれている。そこで、まずは、平成18年度入学生の2年間の履修状況を調査し、「幅広く学ぶ」という教養教育の教育目標がどの程度達成されたかということを検証したい。

表I-2-1は、教養教育のカリキュラム編成と各教科の学科別履修者数(他大学での履修認定も含む。)である。

表I-2-1 平成18年度生 教養教育科目履修者数

区分	授業科目名称	単位数		開講時期と時間数				履修者数			
		必修	選択	1前	1後	2前	2後	栄養学科	看護学科	社会福祉学科	計
言語・情報・スポーツ	英語Ⅰ	1		30				40	49	47	136
	英語Ⅱ	1			30			40	49	47	136
	英語Ⅲ		1			30		6	3	3	12
	英語Ⅳ		1				30	5	0	3	8
	コミュニケーション英語Ⅰ	1		30				40	49	47	136
	コミュニケーション英語Ⅱ	1			30			40	49	47	136
	コミュニケーション英語Ⅲ		1			30		8	2	4	14
	入門ハングル		1			30		5	3	5	13
	入門ドイツ語		1			30		3	8	8	19
	入門手話		1		30			14	26	40	80
	基礎演習Ⅰ		1	30				40	49	47	136
	基礎演習Ⅱ		1		30			40	49	47	136
情報統計	情報論		2		30			13	11	3	27
	情報処理Ⅰ		1	30				40	49	47	136
	情報処理Ⅱ			1	30			34	18	8	60
	情報処理Ⅲ		1		30			40	49	47	136
スポーツ	スポーツ理論		2	30				36	12	39	87
	スポーツ実技Ⅰ		1	30				30	34	40	104
	スポーツ実技Ⅱ(スキー)		1	30				9	5	7	21
人と文化・自然の理解	教育学		2	30				9	11	38	58
	人と文化・思想	哲学		2	30				16	30	39
	倫理学		2			30		6	5	24	35
	心理学		2			30		8	35	46	89
	生命倫理		2	30				40	49	47	136
	文化人類学		2			30		7	2	8	17
人と社会・制度	法学(国際法含む)		2			30		2	7	38	47
	経済学		2	30				14	24	35	73
	現代経済論(国際経済含む)		2			30		1	1	22	24
	国際関係論(国際政治含む)		2		30			18	5	28	51
	社会学		2			30		40	49	47	136
	ジェンダー論		2		30			9	21	36	66
人と自然・環境	化学		2	30				34	29	1	64
	生物学		2	30				37	43	4	84
	生命科学		2			30		40	49	47	136
	生態学		2		30			13	7	32	52
	地球環境科学		2	30				5	10	17	32
地域の理解	地域社会論		2			30		40	49	47	136
	北海道の生活空間		2			30		1	0	5	6
	北海道の野外レクリエーション		2			30		5	1	3	9
	北海道の農と食		2			30		12	6	0	18

区別に科目数を見ると、「言語・情報・スポーツ」の「言語・リテラシー」に 12 科目、「情報・統計」に 4 科目、「スポーツ」に 3 科目。「人と文化・自然の理解」の「人と文化・思想」に 6 科目、「人と社会・制度」に 6 科目、「人と自然・環境」に 5 科目。「地域の理解」として 4 科目がある。これら科目的うち、必修科目が 12 科目あり、卒業要件として取得が必要とされている単位数は必修・選択科目併せて 22 単位以上となっている。

平成 19 年度は 3 年次への進級判定が行われた。「英語 I」「英語 II」「コミュニケーション英語 I」「コミュニケーション英語 II」「基礎演習 I」「基礎演習 II」「情報処理 I」「情報処理 III」の 8 単位の取得が進級要件となっている。栄養学科 40 名、看護学科 49 名、社会福祉学科 47 名、計 136 名が 3 年次に進級した。

表 I - 2 - 2 学科別履修状況

区分		学科		
		栄養学科	看護学科	社会福祉学科
言語・情報・スポーツ	言語・リテラシー	7	6.9	7.3
	情報・統計	3.2	2.6	2.2
	スポーツ	1.9	1	1.8
人と文化・自然の理解	人と文化・思想	2.2	2.7	4.3
	人と社会・制度	2.1	2.2	4.4
	人と自然・環境	3.2	2.8	2.2
地域の理解	地域の理解	1.5	1.2	1.2
	全体平均	21	19.3	23.4

(小数点第2位四捨五入)

次に、2 年間の各学科の履修状況を各区分ごとに表 I - 2 - 2 に示した。また、教養教育科 40 科目のうち何科目履修しているのか、各区分についての学科別平均履修科目数の頻度分布を表 I - 2 - 3 及び図 I - 2 - 1 に示した。「言語・リテラシー」(12 科目、うち 6 科目必修)について、栄養学科 7.0 科目、看護学科 6.9 科目、社会福祉学科 7.3 科目。「情報・統計」(4 科目、うち 2 科目必修)について、栄養 3.2、看護 2.6、社会福祉 2.2。「スポーツ」(3 科目)について、栄養 1.9、看護 1、社会福祉 1.8。「人と文化・思想」(6 科目。必修科目「生命倫理」を含み 2 科目必修)について、栄養 2.2、看護 2.7、社会福祉 4.3。「人と社会・制度」(6 科目。必修科目「社会学」を含み 2 科目必修)について、栄養 2.1、看護 2.2、社会福祉 4.4。「人と自然・環境」(5 科目。必修科目「生命科学」を含み 2 科目必修)について、栄養 3.2、看護 2.8、社会福祉 2.2。「地域の理解」(「地域社会論」が必修)について、栄養 1.5、看護 1.2、社会福祉 1.2 であった。各学科の平均履修科目数は、栄養学科 21、看護学科 19.3、社会福祉学科 23.4 であった。

「人と文化・自然の理解」を見ると、社会福祉に比べて、看護と栄養は「人と自然・環境」の履修者数が多い。看護・栄養の学生の理系志向や、「生物」「化学」などが学科の専門基礎科目としての役割を果たしていることが、こうした結果につながっていると推測される。逆に、社会福祉の学生は「人と文化・思想」「人と社会・制度」の履修者数が多い。学生の文系志向もあるが、教職免許(「中学社会」「高校公民」)の「教科に関する科目」での履修が義務付けられている学生が多いことが影響した結果であろう。学科によって偏りがあるにせよ、それぞれの区分から必修選択されることによって、「幅広く学ぶ」という教養教育の目標はある程度達成されていると思われる。

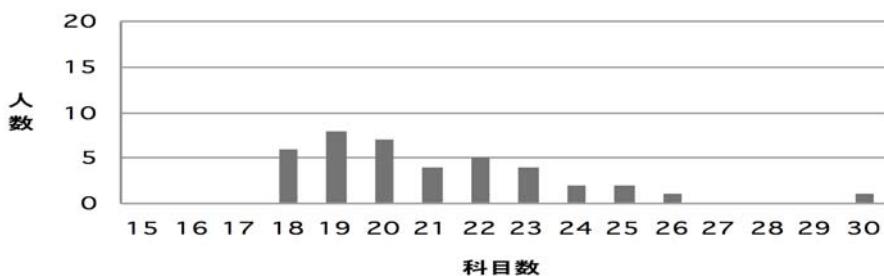
「地域の理解」については、栄養 1.5、看護 1.2、社会福祉 1.2 というデータからもわかるよう

に、ほとんどの学生が1科目以上履修していないことがわかる。「「地域」について多面的かつ体験的に学ぶことによって「地域」に対する関心をより喚起する」(設置認可申請書12ページ)という目標を考えれば、2科目以上の履修を指導するか、あるいは科目を統合することによって「地域」を「多面的に」学べるようなカリキュラム上の工夫が必要である。

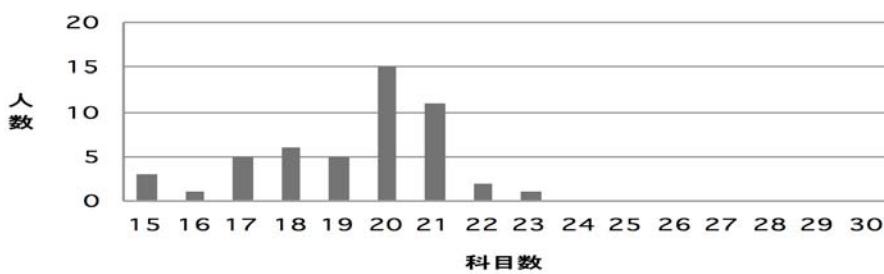
表 I - 2 - 3 学科別科目履修数の分布

履修科目数	~15	16~20	21~25	26~30
栄養学科	0	21	17	2
看護学科	3	32	14	0
社会福祉学科	0	5	31	11

栄養学科の分布



看護学科の分布



社会福祉学科の分布

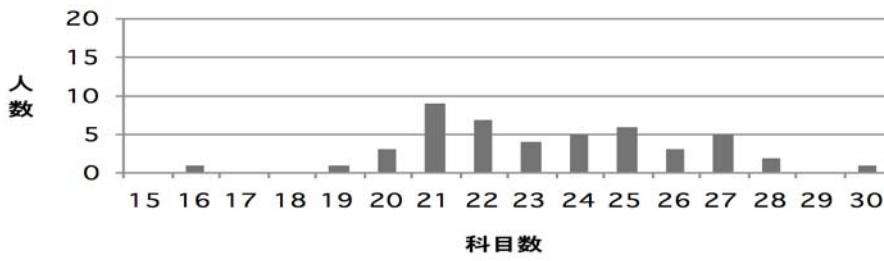


図 I - 2 - 1 各学科における履修者数の分布

以上、教養教育科目の2年間の履修状況の報告でしたが、開講の年次や曜日、時間帯なども履修者数に影響があると思われる。また、教養教育科目は3年次以降も履修できるため、平成18年度生の全体的な履修状況を把握するにはさらに2年間の追跡調査を必要とする。

「履修ガイド」で「学年進行に伴って専門科目の比重が増していくことを考慮し、教養科目で卒業要件とされている22単位に近いものを2年次までに取得しておくことが大切」と明記しているように、ほとんどの学生がすでに卒業要件を満たしているが、それに達していない学生も若干いる。卒業に向けて履修不足が生じないよう、各学生の履修状況をチェックし、履修指導をする必要があるだろう。

3) 「基礎演習」とFD

平成18年度に続き、平成19年度においても「基礎演習 学習会」をFD委員会との共催で行った。平成19年9月に「「基礎演習Ⅱ」学習会」、平成20年3月に「「基礎演習」学習会」を開催した。当初行われていた「学習会」は担当者の打ち合わせのためのものにすぎなかったが、「基礎演習」の内容と意義を周知し、授業を全学的な取り組みとすることを目指し、19年3月の「学習会」からは全教員に参加を呼びかけている。

教養教育部が独自に行った「基礎演習Ⅱ」のアンケートを見ると、「グループ・ディスカッション」、「人前で発表する」、「4000字程度のレポートを書く」といった項目で75パーセントから80パーセントの学生が「そう思う」「ややそう思う」と回答している。「学士力」のひとつとして「論理的思考」や「コミュニケーション能力」の養成が重視されている昨今の大学教育において「初年次教育」としての「基礎演習」の重要性はますます大きくなっているようだ。

ただ、学科の事情や退職等により担当教員が減り、1クラスの人数が増えつつある。少人数による教育効果や担当教員の指導上の負担を考えれば、次年度以降担当教員を増やし、1クラス10名程度を維持することが必要である。また、学部の基礎教育の現場を知るだけでなく、他学科の学生との交流の機会にもなるため、各学科の助教の「基礎演習」への参加を積極的に呼びかけることも考えている。

4) TAの活用

教養教育部には助教・助手がいないため、ティーチング・アシスタント(TA)の制度を整備し、全学科必修科目「情報処理Ⅰ」(40名～50名)の授業でTAの活用を始めた。(情報科の演習では、受講者20名に対して一人の指導者を配置するのが一般的。)各学科の2年生を1名ずつ、計3名をTAとして採用し、担当教員の指導の下、指導補助にあたらせた。これにより、昨年度問題になっていた情報機器のトラブルや進度の遅い学習者への迅速な対応が可能となり、より円滑に授業を運営することができた。質問のしやすさ、説明のわかりやすさに関してTAは受講生からも評価されており、受講生が演習に取り組みやすい環境づくりにも貢献している。指導の経験が彼らの情報技術のスキルアップやコミュニケーション能力の向上につながるなど、TA制度の教育的効果もあったと確信している。他の演習科目においても学生TAの活用を広げていきたい。

5) 次年度以降の課題

次年度以降の大きな課題として2つある。ひとつは、完成年次以降に向けた教養教育カリキュ

ラムの見直しである。学部教育における教養教育の重要性、本学の教養教育の理念・目標、学生の履修状況などを踏まえて、カリキュラム見直しの準備作業に入らなければならない。ふたつめは、専任教員の補充である。平成19年度に教養教育部専任教員1名の退職があった。本学の教養教育の充実のためには1名の専任教員の補充が早急に必要である。併せて、完成年次以降の教養教育部の体制についても検討していきたい。

なお、昨年度に課題のひとつとしてあげていたシラバスの内容チェックは今年度行っていない。カリキュラムの改正と併せて、この作業も次年度以降の重要な課題のひとつである。

3 栄養学科

1) 教育の理念と目標

わが国は「少子・高齢化」とそれに伴う社会的変化が急速に進行している。また、食生活が大きく関与する「生活習慣病」の増加とその若年化も進んでいる。さらに、「飽食の時代」における「食」の乱れが指摘され、人間生活と「食」のあり方の再考や、「食教育」の必要性も強く要請されている。

こうした状況のもとで、各職域における栄養士の役割はこれまで以上に重要になっており、同時にその業務も複雑多岐にわたるため、それに対応する高度な専門知識・技術を持った管理栄養士の育成が急がれている。

以上の認識から、栄養学科では次のような教育目標を設定した。

- (1) 高度化する医療の分野において患者の食事管理はもとより、特定疾患の傷病者に対する療養のために必要な臨床栄養指導および食事療法の開発研究を行える人材を育む。
- (2) 地域および職域における栄養改善の推進、栄養評価計画への参画等を通じて、地域の人々の健康と生活の向上に貢献することができる人材を育む。
- (3) 地域における生活を理解し、乳幼児、要介護者、単身高齢者等の個々に対する食事援助、栄養補給の開発等が行える人材を育む。
- (4) 児童・生徒に対する「食」の指導はもとより、保護者を啓発し「食」のあり方をともに考え、改善に寄与することができる人材を育む。
- (5) 保健・医療・福祉の概念と、これら職種間の連携・協働の意義を理解しチームとしての業務へ参画できる人材を育む。

これらの理念・目標は「大学案内」誌やホームページで公開している。

2) 教育課程編成（科目の内容と配置）

専門科目を「専門基礎分野」「専門分野」に区分し、それに即して科目群を配置した。あわせて学部が栄養学科のほかに看護学科、社会福祉学科で構成されるところから、その利点を生かした「連携教育科目」を設定した。

- (1) 専門基礎分野（42単位必須、内連携教育科目10単位）

人間の身体と健康について総合的に理解するための科目である。

- ① 「人・社会・環境と健康」：人間や生活についての理解、また、人間の健康にとって社会や環境はどうあるべきか等の理解を深めることをねらいとする。ここに「連携教育科目」を組み込んだ。

② 「人体の構造と疾病の成り立ち」：人体の構造、機能などの関連科目として解剖学、生理学、生化学、病理学等の科目を配置した。また、実験により生理機能を把握するとともに、生体を構成する成分の構造や化学的性質を理解することをねらいとして、関連する実験科目を配置した。

③ 「食べ物と健康」：食品の成分、食べ物に係わる科目として食品学、食品衛生学、食品機能学、調理学等を配置した。食品の持つ機能性や安全性を学び、さらに実験によって試薬の作り方、測定の原理と定量分析等を理解するとともに、食品添加物の定量検査、鮮度検査、微生物検査など食品の安全性の確保の方法と技術を修得する。実習では食品の安全・栄養・嗜好を考慮し、食品として価値あるものにすることを学ぶ。

(2) 専門分野（50 単位必須）

栄養学を体系的に理解する科目である。専門基礎分野の理解を踏まえて、人と栄養の関係を理解し管理栄養士業務に従事しうる能力を養う。

- ① 「基礎栄養学」（3 単位必須）：栄養学の基礎となる栄養素の化学的性質の理解を深め、消化・吸収がどのようにして行われるか、代謝とその生理的意義等を理解する。
- ② 「応用栄養学」（7 単位必須）：ライフステージ別の人體の構造や機能の変化に伴う栄養の状態等の変化を理解する。
- ③ 「栄養教育論」（7 単位必須）：健康、栄養状態、食行動、食環境等の情報の収集と分析、総合評価と判定、また、栄養教育のプログラムの作成・実施等について理解する。
- ④ 「臨床栄養学」（12 単位必須）：傷病者の状態（病態）や栄養状態の評価・判定、食事療法の概要と栄養補給の意義、各種疾病患者別および傷病者のライフステージに応じた状態の把握と栄養管理の方法・評価を理解する。
- ⑤ 「公衆栄養学」（5 単位必須）：地域や職場の健康・栄養問題などに係わる情報収集、公衆栄養プログラムの計画・実施・評価の統合的なマネジメントに必要な理論と方法を理解する。
- ⑥ 「給食経営管理論」（5 単位必須）：特定給食の意義・目的、管理栄養士の役割を理解し、栄養・食事管理、経営管理などを実践できる能力を養う。
- ⑦ 「総合演習」（2 単位必須）：「基礎栄養学」、「応用栄養学」、「栄養教育論」、「臨床栄養学」、「公衆栄養学」、「給食経営管理論」の専門分野を横断して、栄養評価・管理を行うことができる総合的な能力を養う。
- ⑧ 「臨地実習」（5 単位必須）：「給食経営管理論実習Ⅱ」「給食経営管理論実習Ⅲ」（いずれかを選択必修）、「臨床栄養学臨地実習Ⅰ」、「公衆栄養学臨地実習」の実習活動を通して、栄養管理や栄養評価・方法等における専門的な知識や技術を修得する。臨地実習に当たっては「校外実習指導」を十分に行い、実習において所期の目的を達成するよう配慮する。
- ⑨ 「卒業研究」（4 単位必須）：栄養学科の専門領域において、これまでの学習を体系化すべく自らがテーマを設定し、研究を進めていく。選択した専門領域の指導教員の個別指導によって、研究計画立案の仕方、文献調査方法、研究報告のまとめ方を学び、一層高度な専門知識・技術および発表能力を修得する。専門基礎分野および専門分野において卒業研究として開設するのは以下の各領域である。
 - ・専門基礎分野：食品学領域
 - ・専門分野：基礎栄養学領域、応用栄養学領域、栄養教育論領域、臨床栄養学領域、公衆栄養学領域、給食経営管理論領域、食生活領域

(3) 連携教育科目（10 単位必須、専門基礎分野に含む）

保健・医療・福祉の各領域の職能・学術・技術などを相互に理解するとともに、専門の幅を広げ、他職種への一定の理解に立って協働することができる職業人としての能力を養うことを意図して、以下の「連携教育科目」を設定した。

科目区分	科目名	単位	選択／必須	科目区分	科目名	単位	選択／必須
基本科目	保健医療福祉連携論	2	必須	関連科目	医療概論	2	必須
	看護学概論	2	必須		公衆衛生学	2	選択
	社会福祉概論	2	必須		疫学	2	選択
関連科目	食生活論	2	選択		薬理学	2	選択
	臨床心理学	2	選択		ソーシャルワーク論	2	選択
	カウンセリング・コミュニケーション論	2	選択		医療福祉論	2	選択
	生涯発達論	2	選択		介護概論	2	選択
	家族社会学	2	必須		人権と法	2	選択
	健康管理論	2	選択	実践科目	フィールドグループワーク	2	選択

「基本科目」は連携の意義や連携対象の職能・学術等を相互に理解することを意図している。保健・医療・福祉等の理解は、管理栄養士としての業務に必要なものであり、保健医療福祉連携論、看護学概論、社会福祉概論の計 6 単位を必修とした。

「関連科目」は学科の専門基礎、あるいは知識の幅を広げ概念や理念の認識を共有することで連携に寄与することを意図している。健康管理論、公衆衛生学は栄養学科では必須の科目であるため必修とした。

「実践科目」は演習を通して連携の意義・効果・連携上の問題・課題に対する理解を深めることを意図しており、この科目のフィールドグループワークを選択とした。

3) 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

(1) 教育方法

授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかによりまたはこれらの併用により行うが、本学の規模を生かし、少人数教育が行えるように心がける。

(2) 履修指導方法

各学年における学生の履修状況の把握につとめ、学年および学期の開始時にガイダンスと履修指導を行う。学生の履修登録単位数については、各年次 50 単位を上限として指導する。

2 年次の修了時に進級判定を行う。進級要件の所定単位を取得していない場合は、3 年次への進級を認めない。また臨地実習が開始されるまでに要件となる単位を取得していない場合は、臨地実習の当該科目を履修することができない。

(3) 卒業要件

卒業要件単位数を 128 単位に設定した。内訳は以下の通りである。

区分		必修	選択必修	卒業要件
教養教育科目		16 単位	6 単位以上を選択必修	22 単位以上を取得すること
専門科目	専門基礎分野 (内連携教育科目) 専門分野	42 単位 (10 単位) 50 単位	選択科目から 14 単位以上を取得すること	必修 92 単位を含めて 106 単位以上を取得すること
計		108 単位	20 単位以上	128 単位以上

4) 教員組織

専門基礎分野及び専門分野で必要とされる知識・技術を確かなものとし、加えて、広い視野と実践的力量を持つ管理栄養士を養成するという学科設置の趣旨を、教員組織の編成に当たっても活かすように配慮した。

(1) 専門基礎分野

「食べ物と健康」(食品学領域)に専任教員 2 名、「人体の構造と疾病の成り立ち」に専任教員 2 名を配置した。「人・社会・環境と健康」には、本学部が栄養・看護・社会福祉の 3 学科で構成されることから、兼任教員(内 1 名は本学科専任教員)との協力により教育課程を運営することにし、独自の専任教員を配置しなかった。

(2) 専門分野

オムニバス形式による授業科目を設定し、当該教員の履歴・実績を活かした教育課程の運用を行うことにしており。したがって、領域によっては主・副担当制となる。専任教員は次のように配置した。主担当教員として、基礎栄養学 1 名、応用栄養学 2 名、栄養教育論 1 名、臨床栄養学 2 名、公衆栄養学 1 名、給食経営管理論 1 名、食生活論・調理学 1 名、また、臨床栄養学、栄養教育論、応用栄養学に副担当教員(兼任)を配置した。栄養教育や臨床栄養などの管理栄養士業務の展開において、食環境、食行動、食文化など食生活への理解は必須と考えたからである。

以上、専任教員数は専門基礎分野 4 名、専門分野 9 名である。なお、基礎栄養学以外の専門分野を担当する教員はすべて管理栄養士登録者である。その他、実験・実習等の補助のため、助教あるいは助手を配置した。専門基礎分野および基礎栄養学に 2 名、専門分野に 3 名としている。

5) 編入生の受け入れ

(1) 出願資格

大学または短期大学もしくは専修学校専門課程を卒業(修了)し、栄養士免許を取得(取得見込みを含む)した者。

(2) 履修指導方法

大学環境に適応できるよう編入学生へのオリエンテーションを行う。学修状況を適宜把握し、必要に応じ補完的指導を行うなど、本学の教育目標の達成につとめる。

(3) 認定単位数と履修単位数

教養教育科目においては 16 単位、専門基礎分野および専門分野においては 50 単位を上限として単位を認定する。それと本学で履修した単位数を合わせて卒業要件である 128 単位以上と

する。

(4) 履修モデル

編入学生は、栄養士養成課程における教育を終了していることから、管理栄養士国家試験受験資格の取得に必要な科目、本学の教育理念に基づいて設定する科目、本学の教育理念および目的を達成するために必要な科目を中心として履修する。このため編入学生のための履修モデルを設定している。

6) 学外実習

(1) 学外実習のねらい

- ① 実践の場での課題発見・解決を通じて、栄養評価・判定に基づく適切なマネジメントを行うために必要とされる専門的知識および技術の統合を図り、管理栄養士として具備すべき知識および技術を修得する。
- ② 講義および演習で学んだ知識・技術を基礎に、それを実践の場で応用できるよう体験学習する。
- ③ 各種施設・機関の違いによる給食経営管理、栄養指導の役割・方法を理解する。臨床栄養学臨地実習においては、入院・外来患者に対する栄養教育・管理の実際について効果的に実習する。

科目	実習施設	配置年次	単位
給食経営管理論実習Ⅱ	学校	3年	1単位選択必須
給食経営管理論実習Ⅲ	社会福祉施設・児童福祉施設	3年	1単位選択必須
臨床栄養学臨地実習Ⅰ	病院	4年	2単位必須
臨床栄養学臨地実習Ⅱ	病院	4年	2単位選択
公衆栄養学臨地実習	保健所・保健センター	4年	1単位必須

(2) 実習施設の確保の状況

- ① 給食経営管理論実習Ⅱ（学校給食施設）・Ⅲ（社会福祉施設等）名寄市内を始めとする北海道内学校給食施設、社会福祉施設等の実習施設の選定には、管理栄養士の配置、また、その経験年数など学生に対する指導能力があるかどうかを検討した。

② 臨床栄養学臨地実習Ⅰ・Ⅱ

名寄市立総合病院を始めとする北海道内の国公立病院などを主たる実習病院として選定する。管理栄養士の配置、また、その経験年数など学生に対する実習指導の能力について検討して選定した。

③ 公衆栄養学臨地実習

道内保健所26カ所および札幌市を始め旭川市など主要都市の保健所、市町村保健センターなどで実習する。

(3) 実習先との連携体制

担当教員は実習実施要領を作成し、実習全体の責任者となって、実習実施要領をもとに実習施設との調整を図る。実習中は担当教員が施設を巡回し、施設の指導者と連携協議して学生の指導に当たる。

(4) 実習施設における指導者

学外実習施設における指導者の条件として管理栄養士であるか、また、経験年数など学生に対する実習指導の適性を有するかなどについて十分検討する。

(5) 教員による巡回指導計画

実習は1施設2~3人のグループとして実施する。実習指導は原則として実習効果を上げられるように十分な打合せを行い、学生とも面談し直接指導を行う。実習指導の巡回計画及び指導教員（助手を含む）を定め、計画的に実施する。

(6) 実習の評価

実習評価は大学側が責任を負う。評価は実習におけるコミュニケーション能力、問題解決能力、実務の技術、実習態度等により総合的に行う。単位の認定は、施設側の指導者の評価とともに担当教員が行う。

(7) 実習等における助手の役割

実習に対する準備ならびに実習担当教員の補助的役割を担う。なお臨地実習を必要とする分野には管理栄養士資格を有し助手経験をもつ修士課程修了者を配置した。

(8) 学外実習施設等の位置について

実習施設が遠隔地で学生の通学が不可能な場合、自宅より通学可能な施設を選択させる。また、それが困難な場合、施設での宿泊の可能性についても検討している。

7) 次年度以降の課題

(1) 教育の理念と目標

大学設置認可申請書に掲げた栄養学科の教育の理念と目標については、前述したが、その意義はますます重要となっており、変更や検討の対象とはならない。その理念と目標を達成するため、教育課程編成、教育方法、履修指導方法、卒業・進級要件、教員組織等についての検討が必要である。

(2) 教育課程編成（科目の内容と配置）

科目の内容については大きな変更を要しないが、実際に授業を展開するなかで、担当する各教員が内容の充実に取り組んでいる。一方、科目の年次配置については、実際に授業を展開してみると、効果的・効率的でない部分もあり、現在、学科の教務委員を中心にして、完成年次以降をめどに検討しているところである。

(3) 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

管理栄養士養成課程においては講義、実習を同時に受講できる学生数について厳しい制限があるため、3年次への進級について微妙な調整が必要である。また、臨地実習についても実習先の受け入れ数に制限があり、実習可能な学生数の判断にも調整が必要である。このため、後述する編入生の受け入れ数についても難しい判断を迫られている。この問題に対する適切な対応法についての検討が必要である。

(4) 教員組織

完成年次以降に定年退職を迎える教員が数名、その他、転出する教員の可能性も否定できない。どの科目を担当する教員を、専任教員として何名配置するかを早急に把握し、完成年次以降の教員補充のための活動をなるべく早く開始する必要がある。本学の立地条件や教育・研究レベルから勘案し、教員の確保は相当の困難が見込まれる。教育・研究等のほか各種の勤務条

件の改善と他へのアピールも必要であると考えられる。

(5) 編入生の受け入れ

平成 19 年度に第 1 回目の募集を行い、3 名の受験があったが、いずれも成績不良のため編入の対象とはならなかった。試験時期が 11 月と遅かったため、資質のある学生の応募がなかった可能性もあるとのことで、平成 20 年度は 9 月に編入試験を行うこととなった。平成 20 年度の編入試験の状況をみて、今後の対策を検討する。

(6) 学外実習

実習先確保については、これまでも実習を担当する教員を中心に、実習先との協力関係を構築するなど、さまざまな努力を重ねてきた。今後も北海道内の実習先については、栄養士養成施設協会に所属する他の栄養士・管理栄養士養成校、北海道保健福祉部、道内市町村、卒業生とのつながりなどを通じて安定的な確保に努めていく必要がある。

4. 看護学科

1) 教育の理念と目標

看護とは、社会生活を営む個人、家族、集団、コミュニティを対象とし、健康の維持・増進及び疾病予防、疾病や障害を有する人々の健康の回復を目指し、また死を迎えようとしている人々の尊厳を大切にして支援することである。そのため、看護を実践する専門職業人には、豊かな人間性を身につけること、人間を全人的存在として理解すること、人々の生活の質（QOL）の向上を探求することなどが求められる。また、それは人間の尊厳を守り、人間の基本的権利を擁護する姿勢に裏づけられたものでなければならない。

看護学科では、看護に係わる多様化するニーズを主体的・自律的に把握し、関係する職種と連携・協働し、保健・医療・福祉の包括的支援を含む室の高い看護を提供でき、かつ地域住民のニーズや地域が抱える課題を整理するとともに、関係する職種・機関などと連携しつつ、住民とのパートナーシップに基づき、地域ケアシステムづくりに参画できる人材の育成を目指している。

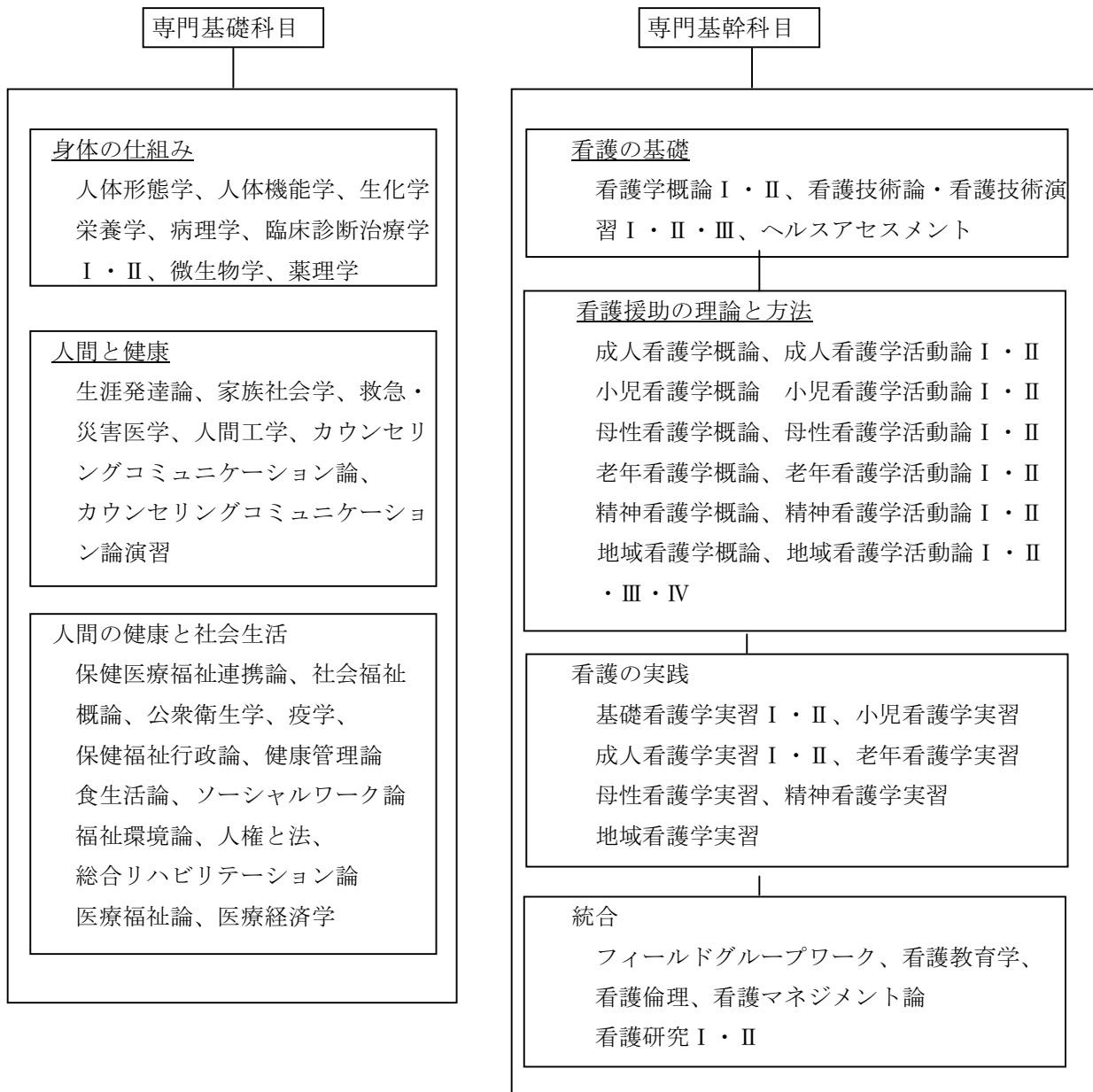
そのためには、「人間」「社会」「健康」「看護」に係わる科学を、総合的に捉える視点が前提事項であるとして以下のような事柄を教育目標としている。

1. 人間の基本的権利を尊重し、人間を全人的に広く理解し行動できる人材を育む。
2. 科学的根拠に基づいた看護の実践的判断ができる人材を育む。
3. 対象となる人々の生活の質（QOL）を考慮して、主体的、自律的に看護を実践できる人材を育む。
4. 地域社会の保健・医療・福祉ニーズを明確に捉え、住民および関係職種の人々と連携・協働し、保健・医療・福祉の統合、向上に取り組める人材を育む。
5. 主体的に学習する能力と自ら研究する態度を持ち、継続的に自己研鑽する人材を育む。
6. 異文化を理解するとともに多様な価値観を認識し、国際的視野を持って活動することができる人材を育む。

目標は大学の理念および学部の目標に沿って、これを実現するために具体的に定めたもので

ある。これらの目標は、看護学教育にふさわしいものであると同時に学校教育法第83条に規定された「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させる」内容となっていることから、大学教育一般に求められる目的からはずれるものではないと判断できる。

表 I-4-1 授業科目の構成



2) 教育課程編成（科目の内容と配置）

看護学科の専門教育科目は、大きく「専門基礎科目」と「専門基幹科目」に区分されている。さらに、「専門基礎科目」は「身体の仕組み」「人間と健康」「人間の健康と社会生活」に小区分され、人間の健康を身体的、精神的、社会的な広い立場から理解するとともに、「専門基幹科目」

を学ぶ上で必要不可欠な基礎科目が配置されている。また、保健福祉学部が栄養学科、看護学科、社会福祉学科から構成されていることおよび、大学の理念である「保健・医療・福祉の連携と協働」の達成を目指して、保健・医療・福祉を支える社会システムの理解、またそれらの職業に係わる職種の相互理解に資する科目が組み込まれている。

「専門基幹科目」は文字通り、看護活動の「基幹」となる科目群である。「基礎看護学」「成人看護学」「小児看護学」「母性看護学」「老年看護学」「精神看護学」「地域看護学」に小区分され、看護の基礎を理解するとともに、看護の実践を人間のライフステージにそって理解することを基本に、それぞれの領域における「臨地実習」を含めて授業科目が設定され、これらの区分とは別に「統合科目」として「看護教育学」「看護研究」「看護倫理」等が配置されている。(表 I-4-1)

臨地実習は表 I-4-2 に示すとおり、1年後期から取り入れられ、3年後期から4年前期にかけて集中的に実施される。

表 1-4-2 臨地実習の段階

第1段階	基礎看護学実習 I	期間 1 週間	1 年次後期
第2段階	基礎看護学実習 II	期間 2 週間	2 年次後期
第3段階	老年看護学実習	期間 4 週間	3 年次後期
	成人看護学実習 I	期間 4 週間	3・4 年次
	成人看護学実習 II	期間 4 週間	
	小児看護学実習	期間 2 週間	
	母性看護学実習	期間 2 週間	
	精神看護学実習	期間 2 週間	
	地域看護学実習	期間 3 週間	

カリキュラムは、教育目標を反映させ、看護学に関する専門知識および技術を学ぶとともに、人々を支援するために必要な知識を幅広く獲得することができるよう編成している。人間理解を構成の中心とし、専門関連科目には、本学の特色である、三学科の連携に関連する科目も含まれており、かつ、卒業時に看護師および保健師の国家試験受験資格を取得することができるよう、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に対応する内容となっている。

また、臨地実習に関しては、基礎看護学実習 I を 1 年次に取り入れ、看護の対象者の生活や環境に、早期に触れ、実際に看護体験をすることによって、その後の学習の動機づけとなるようにしており、それは実習後の学生の変化から、有効であると考えられる。

しかし、異文化の理解および国際的視野という点に関しては、大学として韓国の大東国大学との交流があるとはいえ、看護学科として独自の取り組みは実施されておらず、今後の課題といえる。

3) 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

教育目的に沿って、講義、演習、実習等の学習形態を組み合わせてバランスを考慮した授業を進めている。ことに専門基幹科目群においては、講義、演習、実習という連続した学習過程を通して看護職者に必要な知識、技術、態度を修得できるように工夫している。学習指導法は、それぞれの科目の目的・課題に応じてスマートループや討論型授業、メディアを活用した授業、情報機器の活用等多様な方法を活用している。

また、履修指導は学年別の履修ガイダンスを行い、学年別の科目間関連を提示し、明確な目的をもった履修計画が作成できるよう指導している。

卒業の要件となる最低取得単位は 128 単位である。表 I・4・3 に示した区分ごとに必要単位を満たさなければならないこととしている。

表 I・4・3 卒業要件となる単位数

区分	必修	選択必修	卒業要件
教養教育科目	16単位	6 単位以上	必修を含めて22単位以上
専門 教育 科目	専門基礎科目 (内連携教育科目)	29単位 (14単位)	必修を含めて106単位以上
	専門基幹科目 (内連携教育科目)	72単位 (2 単位)	
計	117単位	11単位以上	128単位以上

教育方法等については、講義、演習、実習がバランスよく組み合わされており、問題はないと思われるが、1 年次、ことに前期に配置された科目は教養科目が多く、看護専門科目がほとんどないため、学生のモチベーションが低下する傾向がある。また、連携科目に関しても、1 年前半の配置であるものに関しては、その科目の教育目標への到達が困難である場合も多く、学習時期に関しては検討する余地が残されている。

4) 教員組織

看護学科の専任教員数は、平成 19 年 4 月 1 日現在で、21 名である。そのうち看護職の資格を持つものは 19 名であり、専門基礎領域担当が看護職の資格を有していない。また、職位としては、教授 8 名、准教授 6 名、講師 2 名、助教 2 名、助手 3 名という構成になっている。

大学設置基準は十分に満たしているが、看護専門職として必要な知識、技術修得のために重要な臨地実習を指導するには不十分な人数である。現在、助教及び助手に関しては専門領域を定めずに臨地実習の指導をしているが、指導の質を向上させるためには、各領域に専門の指導者を配置できることが望まれる。また、教授職 8 名のうち 5 名は 60 歳代であり、完成年度後は退職となるため、欠員とならないよう早めの対策が必要である。

5) 編入学生の受け入れ

平成 20 年度より、編入学生を受け入れるため、今年度は、英語、専門科目、小論文、面接からなる編入学試験を実施した。5 名の募集に対して 3 名の受験生があり、うち 1 名が合格した。

募集人員に対して応募の学生が少なかった。初年度であるため経過を見る必要はあるが、編入制度の必要性を検討することも考えていかなければならない。

6) 学外実習

平成 18 年度後期に基礎看護学実習 I を実施し、19 年度は基礎看護学実習 I および II を実施した。臨地実習は基本的には、講義や演習で学んだ知識・技術を実践の場で効果的・効率的に適用できるようにすることをねらいとしており、5 ~ 6 名のグループ毎に、実習施設の指導者および

本学の教員がそれぞれ指導にあたっている。

基礎看護学実習が終了したのみであるが、実習施設の全面的協力も得られ、学生にとって達成感、充実感の得られる実習を展開することができた。ただし、実施時期がインフルエンザやノロウイルス感染症の流行する季節であり、基礎看護学実習Ⅱで使用した病棟が、ノロウイルスにより閉鎖となつたため、1グループのみであるが、追加実習が必要となつた。そのようなリスクの少ない時期に実習施設の使用が可能であれば、時期の変更も考えていく必要がある。

7) 次年度以降の課題

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改定により、平成21年度より科目および必要時間数に変更の必要性が生じた。次年度は規則に基づきカリキュラムを大幅に変更していかなければならない。

5 社会福祉学科

1) 学科の教育理念と目標

今日の日本社会は、「格差と貧困」という言葉に象徴されるように、様々な社会問題の中でも、とりわけ新たな社会的排除や孤立が目立ち始めている。それに伴い、社会福祉もまた、個人、家族、地域、環境などを視野に入れつつ、「誰もが安心して暮らせる街づくり」という視点で、総合的な社会福祉システムを構築、創造することが求められている。

したがって、社会福祉は、尊厳ある一人ひとりの人間と向き合いながら、その個人の権利を守り、その困難を具体的に解決していかなければならない。また、社会福祉専門職は、その人らしい自己実現と自立生活を支援するための実践していくことが求められている。以上の認識から、社会福祉学科では、次のような教育目標を設定した。

- ① 人間の尊厳と権利を深く理解し、人間一人ひとりを大切にして、実践的に対人援助ができるソーシャルワーカーを育む。
- ② 人間一人ひとりの生活や健康の問題を、社会的視点を持って科学的に捉え、具体的な支援をするために、保健、医療、教育などの関連分野と連携できるパートナーシップの観点を兼ね備えた人材を育む。
- ③ 個々の地域を重視しつつ、人類が抱える諸問題と異文化にも深い関心を持ち、その発展と問題解決に関わる生き方ができる人材を育む。
- ④ 優れた社会福祉実践から学び、自治体や社会福祉団体と連携して、社会福祉社会の形成に寄与するとともに、諸活動を通じて地域住民との交流を図り地域課題の解決に貢献できる人材を育む。
- ⑤ 具体的には、(甲)地域福祉の観点を持った社会福祉施設職員、(乙)保健、医療、社会福祉の連携を図り、住民参加の要となれる自治体及び社会福祉団体職員、(丙)地域福祉をやしない、社会福祉社会の形成に寄与する市民として活躍する人材を育む。

2) 教育課程編成（科目の内容と配置）

専門科目を、(1) 社会福祉士養成科目、(2) 社会福祉専門科目、(3) 社会福祉関連科目、(4) 資格等支持科目に区分し、併せて、学部が社会福祉学科のほかに、栄養学科、看護学科で構成さ

れていることにより、5) 連携教育科目を設定した。

(1) 社会福祉士養成指定科目（27 科目、必修 54 単位）

国家試験受験資格を取得するために定められた科目であり、同時に、社会福祉学の専門的領域を学ぶ際の土台となる科目群。

- ① 現代社会における社会福祉及び社会保障の理念や意義、役割などの基本を学ぶ領域として、社会福祉概論、社会保障論
- ② 対象別、分野別や地域の課題を学ぶ領域として、公的扶助論、高齢者福祉論、障害者福祉論、子ども福祉論、地域福祉論
- ③ 社会福祉実践に不可欠な専門的知識や技術を実践的に学ぶ領域として、社会福祉援助演習、社会福祉現場実習及び社会福祉現場実習指導
- ④ 社会福祉実践をより豊かなものにするための専門的知識と技術を学ぶ領域として、心理学、社会学、法学、医学概論、介護概論

(2) 社会福祉専門科目（25 科目、必修 12 単位、選択 40 単位）

社会福祉の専門性を高めるために、より幅の広い知識を習得することを目的に構成された科目群。

総合リハビリテーション論、社会福祉経営論、社会福祉文化論、生涯学習論のほか、福祉環境論、障害児の病理と心理、卒業研究など。

(3) 社会福祉関連科目（14 科目、必修 12 単位、選択 16 単位）

本学部を構成する他学科との相互理解や認識共有を図ることを意図して設定された科目群。

保健医療福祉連携論、看護学概論、栄養学、食生活論、フィールドグループワークなど。

(4) 資格等支持科目（8 科目、選択 13 単位）

障害の特性を深く理解するとともに、特別支援学校教諭免許状取得のために配置された科目群。

点字、実践手話、障害児教育学、障害児教育実習など。

(5) 連携教育科目（上記と重複、18 科目、必修 24 単位、選択 12 単位）

科目は、栄養学科の表示による。

3) 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

(1) 教育方法

栄養学科の記載による。

(2) 履修指導方法

栄養学科の記載による。

(3) 卒業要件

教養教育科目 必修 16 単位、選択 6 単位以上 必修を含め 22 単位以上

専門教育科目 必修 78 単位、選択 28 単位以上 必修を含めて 106 単位以上

上記により、最低取得単位は 128 単位。

4) 教員組織

学生が、社会福祉専門分野における知識と技術の取得を確実なものとし、かつ、その基礎とな

る社会福祉理念や倫理観等を涵養するため、専任教員 13 人、助教 1 人を配置。特に助教は、社会福祉援助演習並びに社会福祉現場実習等の効果的推進のため配置した。

5) 編入学生の受入

(1) 3 年次編入のため、平成 19 年度では受入は行っていない。したがって以下は、平成 20 年度よりの対応。

(2) 入学定員

7 名

(3) 出願資格

- ① 大学または短期大学を卒業した者、または、平成 20 年 3 月卒業見込みの者。
- ② 大学に 2 年以上在学し、62 単位以上を取得した者、または、平成 20 年 3 月 31 日までに取得見込みの者。
- ③ 福祉系専修学校専門課程を修了した者、または、平成 20 年 3 月修了見込みの者（修業年限が 2 年以上で、かつ、課程の修了に必要な授業時間数が 1700 時間以上であること。また、学校教育法第 90 条第 1 項に規定する大学入学資格を有する者に限る）。

(4) 履修モデル、認定単位、履修指導

社会福祉学科は他学科に比べて、かなり広い層からの入学希望者がいることを想定し、履修モデルを設定して現実的な対応ができるようにした。また、単位認定にあたっては、他学科同様に上限を設け、少なくとも 4 年次において社会福祉士受験資格が取得できるよう履修指導を行う。また入学後に、各入学生の状況に合わせたオリエンテーションを行い、本学における単位履修が的確に行えるようにした。

6) 社会福祉現場実習

学生が将来、社会福祉実践をするにあたって、社会福祉現場を理解し、社会福祉職としての専門性を体得していくためには、社会福祉現場における実習は不可欠といえる。

そこで、本学科では、2 年次に社会福祉現場実習^特を設定し、北海道の先進的社会福祉現場における体験的実習を実施している。また、社会福祉現場実習指導^特においては、社会福祉現場職員を講師として招聘し、社会福祉現場の歴史や役割、現状と課題を幅広く理解できるようにしている。

3 年次には、社会福祉現場実習^監として、23 日間 180 時間以上の現場実習を実施している。併せて、社会福祉現場実習指導^監において、現場実習までの各種指導と事後指導を行っている。

また、1 年から 3 年生まで、各々通年の社会福祉援助演習においては、社会福祉専門職の素養、知識、技術等の総合的な取得ができるよう個別また集団指導を行っている。なお、本学科の社会福祉現場実習（3 年次の本実習）は、来年度より開始されるため、その準備を系統的に行っていきたい。

7) 次年度以降の課題

(1) 教育の理念と目標

大学設置認可申請書に掲げた本学科の教育理念及び目標は前述のとおりである。

開学 2 年目を迎えるにあたり、上述の理念と目標を、さらに日常の教育の中でどのように定着させ、発

展させていくのかが問われるところである。

(2) 教育課程編成

平成 21 年度に、いわゆる新カリキュラムの導入を視野に、新カリキュラムへのソフトランディングのみならず、完成年度以降を見越した必要な科目及び授業展開の検討が必要となるであろう。

(3) 教育方法、履修指導及び卒業要件

本学科は、大学教育を行う一方、社会福祉士養成を掲げているため、学生の自主性を尊重しつつ、教養科目及び専門科目、演習、実習のさらなる重層的な連結を通じて、社会福祉現場で活躍できるソーシャルワーカー養成に力を注いでいく必要がある。またそのために、教員組織をこれまで以上に充実させていかなければならない。

なお、平成 20 年度（実施は、平成 19 年秋）よりは、3 年次編入が実施されるため、その具体的準備と態勢を構築していく必要がある。

(4) 社会福祉現場実習

申請書には既に、現場実習監にかかる施設、機関の承諾等を示した。今後は、これらの施設、機関との連絡調整を通じ、また実習指導を通じて、より効果的な現場実習が行われるように準備を進めていく必要がある。

II 学生の受け入れと入試広報

1 アドミッション・ポリシー

前述の教育の基本方針・目標に基づいて、保健福祉学部の各学科は以下の学生を求める。

栄養学科：人々の健康と生活の向上に貢献し、栄養管理及び栄養指導が出来る専門家を目指す学生

看護学科：看護への道を広い視野で探求するとともに、地域社会への関心をもち、自ら学びを深める学生

社会福祉学科：支援を必要とする一人ひとりの生活や健康等の問題について、科学的に分析し、支援及び研究が出来る社会福祉の専門職を目指す学生

2 入試広報活動

開設人気が去る開設 3 度目の入試からは大学の真価が問われ出す。受験者数が前年度より減少するのは覚悟しなければならないが、これを最小限度に止めて受験者の安定確保を図る為に、平成 20 年度入試に向けて以下の活動を行った、

1) 紙媒体の広報活動

① 大学案内の作成

受験生用と限局的に解釈されるのを避けて広く情報を提供する為に、それまでの「入学案内」の名称を「大学案内」に変更して作成した。

② 受験雑誌への広告掲載

各高校へ無料配布される雑誌である Benessee (ベネッセ) の進研プレス「春号（2月）受験オリエンテーション」に広告を掲載した。

2) 電子媒体による広報活動

① 本学ホームページへの学生募集情報の掲載

学生募集関連情報を提供した。学部・学科等の教育活動のトピックス、当該学科に関わる職能・職域の紹介、就職・進路支援体制などの情報を豊かにすること、入試関連情報は出来るだけ詳細且つ時期を逃さない更新が必須である。

② インターネット受験情報ポータルサイトへの登録

Benesse マナビジョンに登録した。有料でありアクセスは進研ゼミ生に限られるが、費用対効果は有効であると考えられる。

③ 携帯電話サイトへの登録

国公立大学に特化した、大学情報センターのサイトに登録した。

3) 人媒体による広報活動

① 高校訪問

道内 119 校、道外 78 校（青森、岩手、秋田、山形、新潟）、計 197 校を対象とした。尚、時間・費用節約の為、高校別の進学相談か或いは合同進学相談の日程に合わせて訪問する様心がけた。

② オープン・キャンパスの開催

開催回数を前年度の 3 回から減らし 2 回とした。参加者数は、栄養学科は増減なし、看護学科は減少、社会福祉学科は増加した。入試結果（後述）からして、看護学科の減少は開催回数の減少によるものではなく、志願者数そのものの減少によるものと考えられる。アンケートによる、オープン・キャンパスに対する参加者の評価は概ね好評であった。また、保護者同伴の参加者が多かった。オープン・キャンパスは保護者の理解を得る絶好の機会であると考えられる。来年度からは、午後の学科別説明・模擬授業の部に「保護者対象の進学相談会」（ブース形式）を同時開催する予定である。

③ 進学相談会（高校個別）、合同進学相談会への参加

進学相談会（高校個別）14 回、合同進学相談会 6 回（稚内、旭川、札幌：2 回、青森）に参加した。進学相談会への参加は、「学部・短大で計 5 名以上の相談者が予定されている高校」を目安にした。

4) 高校進路指導教員・志望者の本学訪問への対応

高校進路指導教員の来学（7 校：内道外 5 校）には事務局と協議し積極的に対応した。

志願者の飛び入り訪問には事務局が対応した。

5) 受験雑誌等への情報提供

入試情報、オープン・キャンパス日程などの問い合わせや、受験雑誌からの情報提供養成への回答には事務局が対応した。

3 学生の受け入れ状況

1) 在学生の状況

平成19年度の在学生の状況を表II-1に示してある。

1学年の定員は、栄養学科40名、看護学科及び社会福祉学科各50名の総数140名である。在籍者は、1学年生が151名（内男子23名）、2学年生が141名（内男子29名）、総数292名（内男子52名）であり定数を充足している。平成19年度入学生を出身地別に見ると、道内102名、道外49名である。道外は東北北部の県からの学生が主流であるが、出身地は全国にまたがっており、九州、沖縄からの入学もあった。名寄市内出身者は12名であった。

表II-1 学生の在籍状況

学 年	学 科			合 計
	栄 養	看 護	社会福祉	
1	42 (1)	54 (4)	55 (18)	151 (23)
2	41 (3)	51 (5)	49 (21)	141 (29)
計	83 (4)	105 (9)	104 (39)	292 (52)

() 内数は男子学生数、 内数

表II-2 平成20年度入学者選別試験状況

試験種別		募集人員	受験者数	合格者数	受験倍率	実質倍率
栄養学科	一般	前期	21	45	25	2.1
	入試	後期	4	9	6	2.7
	推薦入試		15 (3)	57 (4)	16 (3)	3.8
	社会人選抜		若干名	0	0	-
	編入学試験		3	3	0	1.0
看護学科	一般	前期	25	94	33	3.8
	入試	後期	5	51	5	10.2
	推薦入試		20 (5)	51 (7)	20 (5)	2.6
	社会人選抜		若干名	5	0	-
	編入学試験		5	3	1	0.6
社会福祉学科	一般	前期	25	78	33	3.1
	入試	後期	5	24	13	4.8
	推薦入試		20 (5)	34 (6)	21 (5)	1.7
	社会人選抜		若干名	0	0	-
	編入学試験		7	8	3	1.1

推薦入試の()内数は地域指定枠数 推薦入試の倍率は一般枠と地域指定枠の平均

受験倍率=受験者数／募集人員 実質倍率=受験者数／合格者数

2) 入学者選抜試験の実施状況

平成20年度選抜要項及び募集要項に基づき、編入学試験・推薦入試・社会人選抜・一般入試（前期・後期）を実施し、栄養学科40名、看護学科54名、社会福祉学科53名、3年次編入学性4名（看護学科1名、社会福祉学科3名）計151名の入学者を確保出来た。その詳細を表II-2に

示してある。

今年度は初の編入学試験の実施、更に一般入試での栄養学科後期試験実施（前年度は前期のみの実施）が加わった他、一般入試前期試験における悪天候による交通網の大きな乱れ、に伴い所定の試験以外に受験生救済を目的とした追試験（当日午後2時と3月2日の計2回）、別室受験への対応が余儀なくされた。

一般入試は「大学入試センター試験」を採用してから2回目であるが、前・後期合わせて510名（前年度より49名、8.8%減）の志願があった。欠席率は前期の14.6%に比べて後期では67.2%と高かったが、これは前・後期併願者が多数いたことによる。前期合格者91名中63名が後期を併願しており、本学への志願固定化傾向が示されている反面、合格者の棄権も少なくなく、志願者の安定的確保には至っていない。合格者の定着化に向けた対策を講じなければならない。

平成21年度入試は保健福祉学部の完成する入学者の選抜となると共にセンター試験導入から3回目を数えることになり、関係データの解析による新たな取り組みや少子化等社会情勢の変化等への対応を迫られることになる。他大学の状況・受験者の動向などの調査を行い、平成20年度後半から試験制度の見直しに着手し、開学5年目に当たる平成22年度入試に備えたい。

III 学生支援

本学に入学した学生が卒業するまで学内・学外でスムーズな学生生活を送ることができるよう支援することは重要な課題であり、本学では学生部、学生委員会、人権相談委員会、人権擁護委員会、就職進路委員会、保健福祉センター、地域交流センターなどが連携しながら具体的に学生支援にあたっている。この学生支援に関わる課題について、以下、学生生活への支援、健康への支援、経済的支援の3項目にまとめて報告する。

1 学生生活への支援

1) 新入生ガイダンス、在学生ガイダンス

平成19年度は、4月6日に入学式を、4月9日に新入生ガイダンスを実施した。新入生ガイダンスは、最初に全体ガイダンスとして一般的な注意事項、大学の事務取り扱い、図書館の利用の仕方、保健福祉センターや地域交流センターの紹介、交通事故への注意等について行った。全体ガイダンスに引き続き学科別ガイダンスを実施し、各学科の履修内容や注意すべき事柄について具体的な説明が行われた。

在学生ガイダンスは4月2日に行われ、前年に受けた新入生ガイダンスの内容を再確認するとともに、名寄市立大学保健福祉学部の一期生としての自覚を持ち、良き伝統を形成していくことを期待する講話が学長から行われた。

2) 学生自治会への支援

本学には全学生によって組織される学生自治会があり、普段から体育系サークル19団体、文化系サークル16団体、体育系同好会3団体、文化系同好会8団体が活動している。また、自治会は、自主的な活動として、学生大会、新入生歓迎会、球技大会および大学祭などの学内行事を準備・企画し、

実施している。大学としては、これら学生自治会の活動に対してサークル費や大学祭にかかる費用などの資金的な援助を行っているが、さらに、学生自治会の執行委員や各種行事の実行委員長と綿密に連絡を取り、相談に乗ったり、必要に応じて種々のアドバイスをするなど、積極的な支援を行っている。

体育系サークルの活動としては、バレー、バスケットボール、バドミントンサークルが全道大学地区体育大会に参加した。文化系サークルは、北鼓童サークルが札幌で開催されたよさこいソーラン祭りで決勝に進出するなど優秀な成績を収めた。また、文化系サークルはボランティア活動にも積極的に参加しており、市民との交流の輪も広がっている。学生のボランティア活動への支援は主として地域交流センターが行っている。

一方、学生自治会活動のかじ取り役である執行委員会は、短大から4年制大学への移行にやや戸惑いがあり、平成19年度はその機能が十分発揮されなかつた感じは否めない。それと連動して、大学祭に対する取り組みは模擬店ばかりが目立つ内容となってしまった。来年度は4年制大学にふさわしい大学祭を市民にアピールできるような取り組みが期待される。ある程度の伝統が構築されるまで、例えば完成年度を迎えるまでは、学生部・学生委員会も自治会執行委員や各種行事の実行委員と積極的に対話し、必要なアドバイスを一層心がけることが必要と思われる。

3) 人権相談委員会・人権擁護委員会

平成19年度は、ガイドラインをはじめ、人権擁護委員会規定、人権擁護とハラスメント防止に関する相談・調査・紛争処理手続き要綱の改正および人権擁護とハラスメント防止に関する調査委員会規定の制定などを行い、ハラスメント等人権問題の発生防止と発生した場合の速やかな解決をめざす活動として、研修会や啓発活動が企画・実施された。

平成19年度は、幸い人権相談委員会からの相談件数は0であった。しかし、人権問題に詳しい専門の弁護士を講師に迎えた全学科全学年の学生を対象とした「人権擁護とハラスメント防止に関する講座」の出席率は学科・学年によって偏りが見られたこと、参加者数0というクラスがあつたことなど、今後は学生の出席率を100%にするよう取り組んでいかなければならない。また、学生を対象とした講座と同じ弁護士を講師とした、学長主催による教職員対象の研修会については、概ね高い出席率であったが、2年続けて研修会に参加していない教職員もあり、今後も引き続き研修会を実施していく必要がある。

4) 全学就職進路委員会

学生の就職進路について支援する組織として、学科別のはか全学就職進路委員会が組織され、規定が制定された。平成19年度の活動としては、①各学科において就職進路希望調査を実施、②全国就職指導ガイダンスへの委員の出席、③公務員試験対策のプレゼンテーションの実施等を行った。

保健福祉学部の学生は1、2年生のみであるので、まだ就職進路について切羽詰まってはいないが、公務員試験対策のプレゼンテーションには1,2年生合わせて200名以上の出席があり、関心の高さをうかがわせた。

2 健康への支援

保健センターは、心や人間関係の相談、体に関する相談や応急処置、学生の健康診断の管理、健康教育（ライフスキル講座、保福センターだより）、集団生活や実習等に関わる感染症予防対策

などに対応している。

1) 心や人間関係の相談

学生の長期休暇を除く火、水、木、金曜日に定期相談日（年間127日）を設けた。平成19年4月3日から20年2月18日までで、延べ50人の相談があり、昨年度のほぼ2倍となった。本学の相談員を経由するなどして、市内等の精神科を受診する学生も多い。平成19年度より保健福祉センターを恵陵館1階の人通りが少ない場所に移動したこと、看護師を半日ではあるが常駐させたこと、定期相談日を増やしたことなどから相談数が増加したものと思われる。相談員で対応できない事例についての対応を依頼するために、学校医として精神科医師の委嘱は今後の重要な検討課題である。

2) 体に関する相談や応急処置

恵陵館保健福祉センターには看護師が常駐し、生理痛・頭痛・腹痛等の体調不良、軽い擦り傷・切り傷、軽い捻挫、湿疹などに対応した。平成19年度より、看護師が常駐したこと、医薬品、医療器具などの整備も図ったことで、体に関する相談や応急処置への対応が多少は充実したものと思われる。しかし、看護師の常駐が午後のみであるため、午前中、昼休みの相談への対応が十分にできていない。午前中の看護師配置は完成年次という予定であるが、看護学科の教員（相談員）、管理室、事務局など各部署の支援が必要不可欠である。

3) 学生の健康診断の管理

健康診断の結果については個別に本人に返すよう文部科学省から指導されているができない。来年度は個別に本人に返すよう準備を進めている。また、診療所の許可を取得し、視力計やオージオメーターを整備したので、健康診断書を発行できる体制が整備できた。健康診断書が必要な者に対する個別に対応し、できる限り発行するように配慮する。

4) 健康教育

昨年同様6回のライフスキル講座を開催した。ライフスキル講座は開催時間や講師の確保が容易ではなく、学生の参加数も低調ではあるが、次年度も引き続き工夫しながら続けることにより、学生への浸透を図りたい。

また、平成19年度は保健福祉センターだよりを13号まで発行した。センターと相談員の紹介、麻疹への注意喚起、健康管理のための運動の勧め、虫刺され・ダニに対する注意喚起、喫煙対策キャンペーン、キズに対する湿潤療法の紹介、保健福祉センターの医療機器の紹介、インフルエンザ・ノロウイルス対策などについての記事を掲載した。

5) 集団生活や実習等に関わる感染症予防対策

これまで実習を念頭においていた感染症対策を考えていたが、大学生や大学職員の間に麻疹が蔓延するようになったことを契機に、大学においても集団生活を考えた対策が必要となってきた。そこで来年度は全ての新入生、積み残しになっている社会福祉学科2年生、栄養学科2、3年生、昭和40年4月1日生より若い教職員を対象にした調査と、必要な者に対する抗体検査を予定している。特に麻疹については、学生は全員が検査を受けるように準備している。また、夏期休暇前後に予防接種を勧奨したものが、実際に受けたかどうかの調査と再勧奨も計画している。

3 経済的支援

1) 奨学金の受給状況

1年生93名（受給率61.6%）、2年生66名（受給率46.8%）が日本学生支援機構の奨学金を受給していた。その他、北海道看護職員養成修学資金の受給が1名、名寄市立総合病院看護師等学資金の受給が4名であった。

2) 授業料等の減額免除

長引く不況の影響等により、本学には経済的に厳しい状況で入学してきた学生が多い。昨年度から審査基準を「収入」から「所得」とし、所得260万円（収入で400万円）以下を減免の対象とし、①生活保護世帯もしくは無収入、②所得55万円以下、③55～122万円未満、④122万円以上の4段階とし、より適切に対応することとした。

保健福祉学部の学生については、21名の申請があり、16名が承認された。

3) アルバイトの紹介

学業に支障が出ない範囲で、かつ深夜10時以降に及ばない内容のアルバイトについては大学としてこれを認め、アルバイト募集の広告を掲示板に掲示している。ただし、スナックやパブなどの接客の仕事は種々のトラブルの原因でもあり、時間に関係なく禁止をしている。しかし、深夜のスナックなどのアルバイトをする女子学生が散見されることから、学生への指導を徹底とともに、ルールを守らない業者に対しては大学として適切に対応していくことも必要と思われる。

IV FD

市立名寄短期大学から名寄市立大学への改組に当たって、大学設置審から再三指摘されたことは、「4年制大学は短期大学の教育を2年間延長させるものでない。4年制大学として責任のある教育を実現しなければならない。」という事であった。言うまでもなく大学の使命は教育と研究である。学生に対して4大として責任ある教育を遂行するためには教員個々の教育力を向上させて行かねばならない。併せて研究力の向上を図らねばならない。教育力と研究力は相反するものではなく、研究力は教育力を支える大きな要因である。本学では、平成18年度の大学開設と同時にFD委員会および授業改善委員会を発足させ、教員の資質向上を目指して以下の活動を行ってきた。

1 FD委員会

FD委員会は、組織的な研修・研究の実施を通じて本学教員の教育及び研究力量の向上を図るために、次のことを協議し運営協議会に提案することを職務として設置された。

- ① シラバスの改善、授業評価等による授業のレベル向上
- ② FD活動のリーダーの養成と学内での啓蒙活動

- ③ 学外実習の向上
- ④ 研究活動の促進
- ⑤ 研究能力向上のためのサポートシステムの構築

上の目的を達成するために、平成18年度及び19年度には以下の活動を行った。

- (1) 授業のレベル向上のために、授業改善委員会と連携して平成18年度と平成19年度の学期毎に学生による授業評価アンケートを実施し、その結果を報告書としてまとめた。又、学生の評価及び生の声を担当教員に還元して授業改善に役立てた。
- (2) 研究活動の促進及び研究能力向上のためのサポートシステムの構築のために、大学院等への進学促進に関する方針、国内外研修に関する規定、特別枠による研究・事業支援に関する規定、受託研究規定、共同研究規定、及びそれらに関連する取扱い要綱等を定め、研究能力の向上をサポートするための制度を立ち上げた。これらの規定等に基づき、大学院修士課程への通学4名（内1名修了）、特別枠による研究・事業支援14件、受託研究8件、共同研究3件が実現されている。
- (3) 教養教育部と共同で、基礎演習I及びIIについての報告・学習会を開催し、基礎演習についての認識の共通化を図った。養老孟司氏の公開講演会を開催し多数の、教職員、学生、市民の参加を得た。又、韓国東国大学慶州キャンパス前総長の金龍澤氏による3学科連携に関する講演会を計画したが、講師予定者の都合がつかず実現出来なかつた。

2 授業改善委員会

授業改善委員会は次のことを目的として設置され、以下の活動を行って来た。

- ① 授業改善に関する他大学や関連機関からの情報を収集し教員に伝える。
- ② 本学教員による授業改善の試みや、授業改善に関する研究成果を教員間で発表・討議する機会を持ち授業の質を高める。
- ③ 本学FD委員会が学期末に実施する学生による授業評価について、FD委員会と連携した取り組みを行う。

(1) ピアレビュー開催

毎年度1回のピアレビュー（平成18年度：教育学、平成19年度：倫理学）とそれに続く意見交換会を開催した。2回とも多くの教員が参加し、ピアレビュー後の意見交換会では貴重な意見と授業改善のためのヒントが出された。

(2) 学生授業評価アンケートの実施

FD委員会と連携して、学期末毎に学生による授業評価アンケートを実施し、アンケート結果を集計した。学生によるコメントの集計、アンケート結果の分析及び公表についてはFD委員会に委ねた。

(3) 授業改善通信の発行

授業改善の啓蒙を行うため毎年度末に「授業改善通信」を発行した。その中で、委員会活動状況の報告、ピアレビュー内容の紹介、学内授業の紹介（平成18年度：基礎調理学演習、平成19年度：基本介護技術）、及び他大学の授業改善の紹介を行った。

(4) 大学教育学会大会参加

大学教育学会第29回大会（平成19年6月、東京）に参加し、他大学の授業改善の試みについて今後の本学での授業改善に役立つ多くの情報を得て来た。その内容について授業改善通信第2号（平成20年3月発行）に報告した。

3 学生授業評価

平成18年度及び19年度について各学期末終了時にアンケートを実施し、専任教員が担当する科目について纏めて報告した。アンケート実施に際しては記入内容を教員が見ることのない様に、記入済み用紙の回収と事務局への提出を学生に依頼した。平成18年度及び平成19年度前期については表IV-3-1に示してある10項目の設問について、「そう思う」、「ややそう思う」、「やや思わない」、「そう思わない」の4段階で評価してもらい、更に、授業の感想・意見・要望を無記名で自由記述させた。平成19年度後期については、「学生の授業への取り組み」についての質問を加えた11項目の設問に同様に4段階で評価してもらった。又、それまでの授業評価アンケートで、学生の指摘に関して具体的な事実に思い当たらぬため、教員が対応出来ず苦慮している例が多数見受けられたので、より適切に対応出来る様にするため授業の感想・要望・意見については、批判的なコメントでも不利益を被ることはないことを説明した上、記名式で記入させた。各学期分共、学生による授業評価を科目別に集計した結果と授業への感想・要望・意見を当該科目の担当教員に還元し、教員から学生の声への対応について回答を得た。

表IV-3-1 学生授業評価アンケートの設問内容

設問 1	授業の目標、内容、評価方法について明解な説明があった。
設問 2	授業内容は理解出来るものであった。
設問 3	教員の話し方は聞き取りやすかった。
設問 4	黒板、スライド、教科書、プリント等は内容の理解に有効であった。
設問 5	教員は学生の質問・発言等に適切に対応した。
設問 6	授業の進行速度は適切であった。
設問 7	内容を確認するための作業（例：課題、小テスト等）があった。
設問 8	教具・教材の工夫以外に、授業進行上での工夫があった。
設問 9	あなたは、シラバスにある「講義のねらい」を達成することが出来た。
設問 10	この授業は、今後の授業を理解する上で役に立った。

平成18年度、19年度共に、学生による授業評価では全体として合格点を貰ったと考えられる。平成18年度の1学年での、「そう思う」と「ややそう思う」を合わせた肯定的な評価の割合は80%前後であったのが平成19年度の1学年では全ての質問項目で前年度より肯定的な評価が上回っており、「シラバスの“講義のねらい”の達成度」についての肯定的回答も18年度の7

0%台前半から19年度では80%に上がっていた。これらの事は、学生授業評価を受けて各教員が授業の工夫・改善を行った成果が現れている事を示すものと考えられる。又、平成19年度においては1学年に比べて2学年でやや厳しい評価が下されていたが、これは専門科目に対する学生の期待が高い事を示していると考えられる。教員は心して学生の期待に応える授業を展開して行かねばならない。

自由記述のコメントでは多くの肯定的なコメントに加えて、授業改善の参考にすべき貴重な意見・要望が多数寄せられた。それらのコメントは担当教員に還元して授業改善に生かして貢献しており、各教員から講義に対する考え方と指摘点の改善についての意思が表されている。又、連携科目について、学科の基本的な科目を他学科との合同授業にする事への疑問・要望が寄せられていた。本学の目指す連携教育を実効あるものにするために完成年度以降のカリキュラム編成を考える上で考慮すべきである。更に、それまで実施した無記名でのコメント記述の中に、指摘された事実に思い当たりがなく教員が対応出来ずに苦慮する例が散見されたため、学生の意見・要望に責任を持って対応するために平成19年度後期には記名でのコメント記述を実施したが、これに対しては記名式への疑問と改正を求める声が多数寄せられた。教員と学生の間に信頼関係が確立していれば記名式でも本音を述べてくれると考えていたが、記名式への移行は時期尚早であった様に思われる。また教員から、開講形態、性格の異なる科目について同一の設問で評価をさせることへの疑問が出されている。学生の声を効果的に反映させてより良い授業を展開して行くために、設問内容の吟味、アンケートの実施方法、学生評価の教員への還元とその活用法などの検討を行い、授業評価アンケートを一層効果あるものにして行かねばならない。

4 研究活動

1) 研究支援体制の整備

研究活動の支援環境を整えるために、以下に示す規定等を制定した。

- ・名寄市立大学大学院等進学促進に関する方針（平成19年6月6日）
- ・名寄市立大学研究倫理規定（平成19年11月7日）
- ・名寄市立大学特別枠による研究・事業支援に関する規定（同上）
- ・名寄市立大学受託研究取扱規程（平成20年2月29日）
- ・名寄市立大学共同研究取扱規程（同上）
- ・名寄市立大学共同研究取扱規程に係わる研究者及び知的財産権の取り扱い要綱
（同上）
- ・名寄市立大学国内・国外研修規定（同上）
- ・名寄市立大学国内・国外研修規定に係わる申請書等の取扱要綱（同上）

2) 研究活動の状況

平成18年度と19年度の研究活動を表IV-4-1に纏めてある。平成18年度と平成19年度を比べると、著書執筆は18編から23編へ、論文発表は41編から50編へ増えていた。学会等での発表は、国内学会での発表は46編から52編に増えていたが、全体としては70編から65編に減少していた。又、平成19年度に栄養学会奨励賞の受賞者があった。大変喜ばしい。

表 IV-4-1 研究活動の状況

年 度	著 書			論 文		書評・翻訳・文献紹介など
	学術書	一般書	報告書	学術論文*	その他	
平成 18 年	9	3	6	22	19	6
平成 19 年	9	5	9	24	26	2

年 度	学会・研究会発表			講演	その他の研究活動		
	国際学会	国内学会	研究会等		パネリスト	講師・助言	座 長
平成 18 年	2	46	22	79	2	33	9
平成 19 年	2	52	11	81	5	22	11

* : 学会等学術団体が刊行している学術雑誌に掲載されたもの

3) 学外資金の導入

(1) 科学研究費補助金獲得状況

平成 18 年度と 19 年度の科学研究費獲得の状況を表 IV-4-2 に示してある。

平成 18 年度分は若手研究 (スタートアップ) を除き、市立名寄短期大学からの申請である。新規申請は市立名寄短期大学として 7 件、名寄市立大学として 1 件であった。科学研究費補助金の交付を受けたのは、継続 3 件、新規 1 件の計 4 件であった。

平成 19 年度分は、実質的に保健福祉学部としての初めての申請である。新規申請は 11 件、科学研究費補助金の交付を受けたのは、継続 2 件、新規 4 件の計 6 件であった。

表 IV-4-2 科学研究費補助金獲得の状況

年 度	区 分	研究種目と研究代表者所属学科等	
平成 18 年	継 続	基盤研究 (C)	(栄養学科)
		萌芽研究	(社会福祉学科)
		若手研究 (B)	(栄養学科)
平成 19 年	新 規	若手研究 (スタートアップ)	(栄養学科)
	継 続	若手研究 (B)	(栄養学科)
		若手研究 (スタートアップ)	(栄養学科)
	新 規	若手研究 (B)	(栄養学科)
		若手研究 (B)	(栄養学科)
		基盤研究 (C)	(社会福祉学科)
		基盤研究 (C)	(教養教育部)

(2) 共同・受託研究の状況

平成 18 年度には、学校教育における食物生産、加工、流通、消費者の健康をつなぐ食育プログラムを開発し、高校生・大学生・給食利用者が「食」に関して理解を深め、広い視野から問題解決に向けて取り組みが出来る様相互に協力支援することを目指して、名寄農業高等学校、名寄市教育委員会（給食センター）と本学栄養学科による高大官の連携事業が発足した。又、

他大学等との共同研究3件（栄養学科）、民間企業等からの受託研究2件（栄養学科）が行われた。

平成19年度には平成18年度からの高大官連携事業が継続された。加えて、特別支援教育の問題を解決し、効果的な教育活動を展開するための共同研究を進める為に、名寄市教育委員会との間の協定、及び、地域に根ざす教育機関として相互の教育交流を通じて、知の進化と人材の育成を図り、生徒の進路意識高揚と学力の向上のために行う積極的な取り組みを支援するために、名寄高等学校との間の協定が締結された。更に、大韓民国東国大学慶州キャンパスとの間に、相互尊重、自由平等及び互恵の原則の下、友好関係を絶えず発展させ、教育、文化及び学術など全ての方面的交流協力を図ることを目的とする学術交流協定が締結された。

共同・受託研究は11件（栄養学科10、看護学科1）が行われた。

5 今後の課題

授業能力の向上に関しては、授業改善委員会の継続的な活動及び学生授業評価アンケートの実施を通して、より良い授業展開への各教員のモチベーションが上がって来ているものと考えられる。しかし、学生の声には、授業展開の技術上の問題に加えて、授業に対する姿勢についての厳しい要望も含まれている。学生の誤解に基づくものもあると考えられるが、教員は学生の声に謙虚に耳を傾けて反省し、又、講義科目に対する考え方・授業の方針を学生に十分に伝えて誤解が生じる事のない様にする必要がある。

更に、本学が目指している3学科連携授業の意義や持ち方についての疑問・要望も出されている。3学科連携の意義については、教員間でも思いに違いがある。3学科連携についての学習会・研修会の開催を通して教員の認識の統一を図ると共に、完成年度以降のカリキュラムを編成するにあたって学生の声を考慮して検討して行かねばならない。

研究力向上のサポートに関しては、これまで仕組みづくりに追われ、実現したのは大学院修士課程への進学のみで、大学院博士課程への進学及び国内外研修への派遣は実現出来ないでいる。今後、該当学科等の協力の下に、積極的に推進して行きたい。

研究活動に関しては、著書・論文執筆、学会等発表、講演等で多くの教員の活躍が見られている。しかし、教員数を考えると論文の発表数は少なく、査読論文の数は更に少ない状況である。大学の使命である教育と研究を考えればこの事実は深刻に受け止めなければならない。教授の責任としての、査読論文を執筆する。及び少なくとも査読論文の執筆を促進するために中堅・若手の教員の指導をする努力が足りなかった事を反省しなければならない。

外部資金の導入に関して、科学研究費については、平成18年度分に関しては市立名寄短期大学としての申請であった事、又、平成19年度分は新設大学からの申請であった事を考えると高い採択率であったと考えられる。これは本学教員の研究力が評価された結果であり大変喜ばしい。申請された教員のそれまでの活動に敬意を表する。しかし、申請件数はあまりにも少ない状況である。4大となって教員の科学研究費申請に対する考えが変わっていることを期待しているが、その変化の兆しは見えるものの、残念ながら大きなうねりとして現れるには至っていない。本学の研究費は、同規模の大学及び私学に比べて恵まれていると考えられているが、大学の使命としての研究促進を考える時決して十分な額とは言えない。それ故、研究を遂行するには外部資金の導入が必要となるが、最も手っ取り早く、又それが評価の対象となるのは科学研究費への申請で

ある。完成年度に向けて、単独研究、共同研究を問わず、全員が科学研究費へ申請をして行かねばならない。科学研究費を申請して、残念ながら外れた者には基礎研究費の配分を厚くすることも検討して行く必要があると考えられる。

共同研究・受託研究についても少数の教員が頑張ってくれている状況である。共同研究・受託研究の受け入れについても各教員がその実現に向けて努力しなければならないが、これはこちらの希望だけで事が運ぶ状況でない事は十分承知している。であるから、共同研究・受託研究を受け入れて頑張っている教員をサポートする環境を作つて行かねばならない。

V 図書館及び情報公開

1 図書館

1) 概 要

保健福祉学部の開設にともない、図書館は本館・分館の二館体制で運営されている。図書本館は従来の短期大学図書館施設、分館は旧高校図書室(恵陵館2階)の転用施設である。これは、学部設置に当たり本館だけでは書架・閲覧スペースが不足するための措置である。本館には看護学科と児童学科の専門図書及び一般教養図書、分館には栄養学科と社会福祉学科の専門図書を配架している。概要(2007年度末)は以下のとおりである。

- ・図書本館面積 : 448 m² 分館面積 : 189 m² 面積合計 : 637 m²
- ・本館閲覧座席数 : 60 席 分館閲覧座席数 : 48 席 閲覧座席数合計 : 108 席
- ・蔵書冊数(08年3月) : 約6万1千冊 教員研究室図書を含めると約7万冊
- ・図書館職員(司書係) : 6名

2) 蔵書冊数

① 総蔵書冊数

2007年度末の図書館蔵書冊数は、約6万1千冊である。学部開設のための図書整備として、2006年度に一挙に8千7百冊ほどを購入した。図書館蔵書冊数に教員研究室図書を加えると、本学図書館の総冊数は約7万冊になる(2007年度末)。ただし、教員研究室図書は図書館が受け入れ・整理をしているが、図書の配置は各研究室、管理は教員による。したがって、教員研究室図書は学生が日常的に自由に閲覧できる図書ではない。

② 受入れ図書冊数

図書館への受入れ図書冊数は、2006年度が9千8百冊、2007年度は2千4百冊ほどである。学部開設のための図書整備分(前述)を除くと、2006年度の受入れ図書冊数は1千百冊余りである。

図書の受入れ区分は、基本図書(図書館による購入)、研究図書移管、寄贈の三つであり、うち研究図書移管は教員の転出・退職にともなう研究室から図書館への配置換えをいう。研究図書移管や寄贈による蔵書数の増加は定常的ではなく、図書館蔵書の充実という観点からすると余裕とみるべきものである。定常的な蔵書の増加・充実は、いまでもなく基本図書(図

書館による購入)による。

この観点から基本図書の受入れ冊数の推移をみると、短期大学時代の2004年度と2005年度及び学部開設時の2006年度は各年6百冊台(学部開設のための図書整備分は除く)、2007年度は1千3百冊余である。2007年度に倍増しているのは、この年度は低単価の書を多く購入したことによる。図書館の方針として、短期大学に前身を持たず蔵書数が僅かな社会福祉学科の専門図書を重点的に購入したことが、この結果となった。この方針によらない従来的な購入であれば、2007年度の基本図書の受入れ冊数は1千冊ほどである(2004年度～2006年度購入の平均単価による)。

③ 学生1人当たり図書館蔵書冊数

以上のように、図書館蔵書冊数は学部開設時の2006年度に大きく増加したもの、定常的な増加分である基本図書受入れ冊数は、短期大学時代のそれとさほど変わらない。図書館整備水準という観点から、以下、学生1人当たりの図書館蔵書冊数をみることにする。

2008年度の学生定員は535名、2008年3月末の図書館蔵書冊数は6万1千冊なので、2008年度の学生1人当たり図書館蔵書冊数は114冊である。なお、教員研究室図書を加えた学生1人当たり総蔵書冊数は131冊になる。学部完成年次である2009年度の学生定員は690名である。2008年度の基本図書の受入れが前述した従来的な購入によるものであれば、図書館蔵書数は年度末に6万2千冊になるので、2009年度の学生1人当たり図書館蔵書冊数は90冊、教員研究室図書(07年度と同じく08年度も1千9百冊増加すると仮定)を加えた学生1人当たり総蔵書冊数も105冊へと低下する。

以上の蔵書冊数の水準を他の公立大学と比較してみる。比較対象は、4年制大学開設後5年以上10年未満で学生数が本学のそれに近い7大学である(対象学生数7百～1千人未満の大学)。7大学の蔵書冊数(2005年度末)は、最多が10万7千冊(4大開設後5年の大学)、最少が4万8千冊(4大開設後6年の大学)、平均は7万9千冊(4大開設後6年)である。このうち、蔵書冊数下位の2大学は、短期大学等の前身のない全くの新設大学である。本学のような短期大学等の前身がある5大学について蔵書冊数の平均を求めるとき、8万9千冊(4大開設後7年)になる。7大学の学生1人当たりの蔵書冊数は、最多が122冊(4大開設後7年の大学)、最少が48冊(4大開設後6年の大学)、平均が79冊であるが、短期大学等の前身がある5大学の平均は113冊である。

上記の5大学が2004年度の受入れ冊数を継続したと仮定し、各大学の4大開設後10～14年の蔵書冊数を推計してみると、最多は13万1千冊、最少は10万2千冊、平均は11万3千冊になる。この時の学生1人当たり蔵書冊数は、最多が161冊、最少が135冊、平均が144冊である。仮に、本学図書館の図書受入れが現状のまま推移したとすると(増加は基本図書の受入れ分1千冊と仮定)、4大開設10年後(2016年度)の図書館蔵書冊数は7万冊、学生1人当たり図書館蔵書冊数は101冊にしかならない。教員研究室図書を加えた(年1千9百冊増加と仮定)総蔵書冊数は9万6千冊、学生1人当たり総蔵書冊数は139冊である。増加図書分の2/3は教員研究室図書によるもので、学生が自由に閲覧できる図書館図書の増加速度は極めて鈍い。早急に基本図書購入費(後述)の増額を図らなければ、この予測が現実化してしまうことを認識しなければならない。

3) 雑誌

雑誌の購入誌数は、学部開設前の 120 誌ほどから 191 誌(新聞を含む、2007 年度)へと大幅に増えたが、この誌数は公立大学図書館のなかではごく少ない方である。社会福祉学関連他の英文雑誌の誌数増加を強く要望されている。英文雑誌は高価で価格も高騰している。限られた予算内で効率的な運用をはかるためには電子ジャーナルの導入が考えられるが、これも高価で価格高騰の問題もある。電子ジャーナルは複数の雑誌が含まれているパッケージである。その導入によって購入を停止できる雑誌の費用及び新たに購入できることになる雑誌の種類・費用と電子ジャーナルの費用とを比較検討して判断しなければならない。なお、電子ジャーナルの導入には文献複写数の減少とともに図書館職員の負担軽減という効果も期待できる。

4) 図書費

2006 年度と 2007 年度の図書館支出額は以下のとおりである。

- ・2006 年度：基本図書(図書館図書)273 万円(626 冊)、雑誌 440 万円(189 誌)
- ・2007 年度：基本図書(図書館図書)403 万円(1,354 冊)、雑誌 447 万円(191 誌)

基本図書(図書館図書)予算は 2007 年度に増額され、これと前述した低単価の図書購入によって 2007 年度の購入冊数は倍増した。従来的な購入であれば 1 千冊ほどである(前述)。なお、教員研究室図書の支出は、2006 年度・954 万円(1,748 冊)、2007 年度・641 万円(1,889 冊)である。

5) 閲覧座席数

閲覧座席数は、図書本館・60 席、分館・48 席、計 108 席である。学生定員に対する比率は、2007 年度・25%、2008 年度・20%、2009 年度(学部完成年次)・16%となる。学生数に対する閲覧座席数の比率は最少 20%といわれており、現在(2008 年度)がそれに当たる。現状では閲覧座席が学生で満席となるような利用状況にはない。学生ラウンジや空教室等で学習する学生の姿が多く見られ、図書館よりもそうしたスペースを好んでいるかに思える。図書館における携帯電話の使用・飲食の禁止のルールが敬遠されているようである。図書館新設時には、こうしたルールが適用されない学習・閲覧スペースの設定も考慮する必要がある。

6) 利用状況

① 開館日数・時間

開館日数は 2006 年度・241 日、2007 年度・240 日である。土・日曜日、祝祭日、年末年始(12 月 31 日～1 月 5 日)、入学式、卒業式、開学記念日を休館日としている。開館時間は 2006 年度が 10 時～19 時(夏・冬・春期の休業期間は 17 時に閉館)、2007 年度は開館を 1 時間早め 9 時～19 時とした。

閉館時間の 19 時について、全学アンケートでは延長希望が多いことから、試行的に 1 時間の延長を 2006 年度と 2007 年度に 2 回行ってみた。試行期間は定期試験前の 5 日間または 4 日間である。延長時間内(19 時～20 時)の利用者数は、初回(2006 年度、5 日間)が本館・分館計で 57 名、2 回(2007 年度、4 日間)が同 17 名で、特に 2 回目の利用人数は予想を大きく下回るものであった。開館時間の定常延長には図書館職員の増員を必要とする。試行をいましばらく行い、費用対効果をよく検討して、慎重に判断しなければならない。

② 図書貸出し実績

2006年度の年間図書貸出し総数は7千7百余、同貸出し人数は3千4百人ほどである。

2007年度は年間貸出し総数が6千9百、同貸出し人数が3千人余りで、いずれも前年度を下回った。学生定員は2006年度・440名、2007年度・430名とほとんど変わらず、開館日数も変わらない。この実績低下の要因は不明である。

③ 雑誌貸出し実績

2006年度の雑誌貸出しは、強い貸出し要望に応えた試行的なもので、規程に基づく本格的な雑誌貸出しは2007年度からである。年間雑誌貸出し総数と貸出し人数は、2006年度の約7百、5百人余から2007年度の1千5百、8百人へと増加した。大きな潜在需要があったことが分かる。

7) 図書館職員数

図書館職員は6名、いずれも非常勤職員である。本館、分館に各3名配置し、勤務時間をローテーションして各館2名常駐としている。

8) 図書館事業

図書館だより(図書館と学生・教職員とのコミュニケーション促進を目的に隔月発行)、情報検索ガイダンス(新入生を対象に教養教育科目の基礎演習と連携)、全学アンケート(図書館への要望把握)、企画展示(図書館所蔵物を主とする展示他)等を図書館として行っている。

9) 図書館建設構想(学内案)

本館・分館の二館による図書館運営は、学部設置のための応急措置として理解されるものである。できるだけ早期の図書館新設を設置者に要望すべく、図書館長をチーフとする検討チームを2007年度に設置し「図書館建設構想(学内案)」を策定した。この構想は既に設置者に上申されている。

2 情報公開

「情報公開」として本学ホームページに掲載しているのは次の事項である。

- ・ 大学設置認可申請書(抜粋)
- ・ 大学設置年次計画履行状況報告書(抜粋)
- ・ 自己点検評価報告書(平成18年度)
- ・ 教員総覧(教員個々の学歴・職歴、研究・教育業績、学会・社会活動等)
- ・ 授業改善通信
- ・ 人権擁護(人権擁護とハラスメント防止に関するガイドライン、ハラスメントに関する相談と対策チャート、人権相談委員)

新設大学として開示義務のある事項は概ね公開されていると考えるが、以上に加えて、大学規程、履修ガイド、シラバス等をホームページに掲載していくことを検討しなければならない。

VI 地域交流センター

2006 年 4 月の本学開設に伴い、大学と市民の実践的な地域活動、市民活動の拠点として、「地域交流センター」を設立した。本センターは、1)住民自身の地域活動支援、2)ボランティア等の学生、教員による地域活動支援、3)地域を活動の場とする学生のサークルや地域を現場とする演習活動を円滑に行うための連絡、調整、また相談、支援機関である。また、本学開学の理念のひとつである「地域社会の教育的活動と地域貢献」を実践するための大学側の総合窓口でもある。

以下、本年度の活動について記載する。

1) 運営委員会及び学生サポートチーム

地域交流センターは、大学教員全員がセンター員であり、学生、職員は個人もしくは団体の登録を受けて、センター活動を行うこととしている。そのため、教員組織によるセンター員協議会を設けるとともに、日常の活動を円滑に行うために、運営委員会を設置している。運営委員は学長により指名されたセンター長を中心に、学内及び学外の委員によって構成されている。

また、日常的な市民よりの要請に応えるため、学生自らが「学生サポートチーム」を組織し、運営委員長を中心にボランティアを含む諸活動を展開している。なお、学生運営委員長は、センター運営委員も兼任している。

2) 活動内容

センターの具体的な活動は、

- (1) 地域や市民等からのボランティア等の活動要請、
- (2) 大学・短大から地域、市民に向けた活動及びその呼びかけ、
- (3) 地域、団体等からの講師及び委員等の派遣要請、
- (4) その他、 となっている。

本年度は、(1)については、44 件、参加者 450 人以上と昨年度よりは件数、参加者ともに増加がみられた。(2)は 5 件 (参加者は(4)に集約)、(3)については、講師派遣が 169 件 192 人、委嘱委員等は 38 件 39 人、4)は 10 件 300 人以上となっている。したがって、総計では 1.000 人を超える学生と教職員及び市民が、センターを通じて様々な地域活動に参加したことになる。

また、学長直轄で、産学官連携や高大連携も進められており、地域づくりをする上では欠かすことができない様々な活動が展開されている。

3) 広報活動

昨年度末に、学生課長、サポートチームリーダーとともに名寄市内の関係機関、団体 30ヶ所にあいさつ回りを行った。これに加えて秋には、学生課長とともに更に市内外 30ヶ所の機関、団体にあいさつ回りをした。センターパンフや学年暦等も持参し、懇談を図るとともに、センター活動の宣伝、協力を要請した。

また懇談した機関、団体からは、センターに対する期待や要望が出され、今後の活動の大きなステップとなった。

4) 今後の課題

上述のように、センターは開設されて未だ2年目であり、今後に多くの課題を残しているといえる。以下、具体的に述べてみたい。

第1は、センター機能の具体化、充実である。センター運営委員会及び学生サポートチーム運営委員会の定例化を図り、諸問題を様々な角度から分析、検討していきたい。

第2には、センターの広報活動である。昨年度はHPを立ち上げ、センター活動の一端が市民や地域に方々に観てもらえるようにした。今後は、HPの充実を図る一方、市民活動の様々な場でセンター自身の広報を行っていきたい。

第3は、センターのフリースペースの利活用である。大学祭等では、恵陵館1階にあるセンター室を開放したが、それ以外は充分な活用がなされていない。スペース自体の模様替えを含めて、有効な利活用を考えていきたい。

第4は、学生サポートチームの育成である。このチーム自体は学生の自発的な組織ではある。しかし、具体的なセンター活動を考えるとき、学生サポートチームは大きな力を発揮してくれる事となり、センター運営委員会との協力、共同関係をより強いものとしていかなければならぬであろう。

VII 道北地域研究所

道北地域研究所は1982年、本学の前身である「名寄市立女子短期大学」の時代に設置された。本学の開学にともない、本研究所には後述する新しい役割が加わることになったが、開学期の慌ただしさのなかで、研究所の機構と事業活動は短期大学時代のそれを踏襲するにとどまったといえる。以下、2006年度と2007年度に関し自己点検評価する。

1 役割と機構

1) 役 割

1982年の設置以降、本研究所は地域課題に関する共同及び個人研究の推進、資料・情報の収集・提供、関係機関との連携・交流、各種研究会・研修会の開催、研究所年報の発刊などを行ってきた。本学の開学にともない、こうした「地域研究の推進」に次のような新しい役割が加わった。それは、本学の基本理念の一つである「保健・医療・福祉の連携と協働」の実現に向けた「保健・医療・福祉にかかわる複合的共同研究の実施」、「過疎や高齢化が進行した地域を対象とする研究成果の地域還元」、「地域への実践的な学術支援の推進」の三つである。

2) 機 構

本研究所の研究員は、本学(保健福祉学部と短期大学部)の全専任教員、及び学外委嘱の特別研究員・14名である。所長と次長、企画委員会(各学科から委員選出)、事務職員(非常勤)1名を置き、日常の運営を行う。最高の決定機関は全専任教員による研究員協議会である。学外の意見を運営に反映させるべく、顧問及び諮問委員会を置いている。顧問・委員は名寄市とその近郊の団

体・機関を代表する有識者であり、委員会(顧問、諮問委員の合同)は年1回の開催である。

2 事業活動

本研究所のこれまでの主要事業は、課題研究(2006年度の名称は「特別研究」)の推進、公開講座の開催、研究所年報の発行の三つである。

1) 課題研究の推進

地域研究を推進するため、例年、総額100万円の「特別研究費」が本研究所に配分されてきた。研究員(専任教員)から申請のあったテーマに企画委員会の検討を経てこれを配分し、研究を助成する。2006年度は以下の申請に対して配分した。

① 北海道の高齢者が考える自らの終末期

研究代表者：深澤圭子

② 子どもの発熱に関する研究-小児看護に携わる看護師の知識と認知、対処行動の分析

研究代表者：細野恵子

③ 知的障害者のエンパワメントに及ぼすアートとしての『さをり織り』の役割

研究代表者：清野茂

④ 福祉施設の従事者における主観的健康観及び職業満足度に関する日韓比較

研究代表者：黄京性

⑤ タッチケア教室の開催および「タッチケアの継続と家族関係」(研究)

研究代表者：加藤千恵子

⑥ ヘルスアクティブな看護師育成のための看護学生のライフスタイル研究

研究代表者：寺山和幸

⑦ 道北地域における精神障害者地域支援に関する研究(フォーラム等の開催と文献・資料調査・

検討) 研究代表者：結城佳子

また、2006年度は開学初年度ということもあってか研究費が40万円増額された。以下のテーマに対して課題研究と称しこの増額分を配分した。

① 道北地域の人々のQOLを向上させるためのヘルスプロモーション戦略

研究代表者：寺山和幸

② 市民公開講座のeラーニングコンテンツ化とネット配信に関する研究

研究代表者：石川貴彦

2007年度は「特別研究」という名称を「課題研究」に変更し、研究助成の対象となる条件を次のように定め申請を募集した。「保健・医療・福祉にかかる複合的共同研究の実施」という新たな役割を踏まえ、少額の研究費ができるだけ効果的に配分することがねらいである。

1) 保健・医療・福祉の連携・協働の促進に、より貢献することが期待できる複合的な研究
(共同研究が望ましい)

2) 地域の社会的・経済的発展、住民の健康・福祉・教育など生活の質向上に、より寄与することが期待できる研究。なお、研究には学術の地域還元的な活動(講習の開催、ボランティア

的地域活動など) を含む

2007年度の研究費総額は従来の100万円に戻り、これを以下のテーマに配分した。

- ① 安心して暮らせる社会福祉の街づくりをめざして-西興部村における「福祉の村づくり」事業の事例を中心に- 研究代表者：高田 哲
 - ② 道北地域の人々のQOLを向上させるためのヘルスプロモーション戦略 研究代表者：寺山 和幸
 - ③ 地場産品を利用した異世代を対象とした給食試食会の試み 研究者：小平 洋子
 - ④ タッチケア教室の開催・タッチケアの継続と家族関係 研究者：加藤 千恵子

課題研究の推進、特に「保健・医療・福祉にかかる複合的共同研究」の推進に関し大きな課題が二つある。一つは予算の確保である。課題研究の申請テーマが多くなることは歓迎すべきことであるが、多くなれば1件当たりの額は細分され助成の意味を失う。総額100万円現行予算は、「保健・医療・福祉にかかる複合的共同研究」の推進という目標に対しては少額である。増額を算段しなければならない。

二つは研究の推進のためのプロモート・コーディネート機能に関する事である。複合的共同研究を行うためには、その企画・調整役の存在が必須である。研究員の自発性に期待するだけなく、組織的にこの機能を強化することを考えなければならない。

2) 公開講座の開催

これまでの公開講座には二つの実施形態があった。オムニバス形式(異なる個別テーマで複数回実施)、シリーズ形式(共通する大テーマに基づく回毎の小テーマで実施)である。シリーズ形式の方が市民にとっては理解しやすいと考え、2006年度、2007年度ともこの形式で実施した。なお、講演抄録を次年度の研究所年報に掲載している。

① 2006 年度

共通(大)テーマを「名寄で考える スローフード・食育・カントリーライフ」とし、以下の連続講演会を開催した。

- ・第1回：「農がつくる美しい国・北海道-理想のライフスタイルを求めて-」
麻田信二氏(前北海道副知事)
 - ・第2回：「食育に生かす地域の食材・人材-近年の食育の動向と実践事例から-」
平本福子氏(宮城学院女子大学食品栄養学科教授)
 - ・第3回：「グリーンツーリズムと私-農場レストラン・コテージの経営経験から-」
中野一成氏(北海道グリーンツーリズム大学代表)
 - ・第4回：「風土と食生活」
三島徳三氏(名寄市立大学教養教育部教授)

② 2007 年度

共通(大)テーマを「子育てで考えること」とし、以下の連続講演会を開催した。なお、本学の「地域交流センター」と「名寄市思春期保健対策委員会」との共催である。

- ・第1回：「子どもの心の理解」
小山充道氏（名寄市立大学保健福祉学部教授）
- ・第2回：「子どもとメディア」
佐藤敬氏（名寄市立総合病院救急室医長）
- ・第3回：「子どもたちの性の現状と性教育のあり方を考える」
松浦賢長氏（福岡県立大学看護学部教授）

公開講座は市民を対象とするものだけに、市民の関心を得やすいテーマと参加しやすい会場の二つについて考慮する必要がある。テーマについては、類似する催しを実施する市内の機関も少なくないこと、会場については大学の公開講座であるから学内で実施するのは当然としても、「大学は敷居が高い」という市民意識もあることに留意しなければならない。

3) 研究所年報の発行

2006年度年報『地域と住民』第25号の原稿募集に当たっては、第25号から「研究報告」と「ノート」の二つに範疇を分けて編集する、「研究報告」の他「ノート」にも多くの投稿を歓迎する、の二点を案内した。これは「研究報告」だけでなく幅広い情報発信をすること、専門外にもできるだけ読みやすい年報にすることを意図したものである。概ね以下のようない原稿を「ノート」とした。

- ・自己の既発表の論文を専門外にも読みやすく(解りやすく)再編集したもの
- ・自己の講演録に手を入れて読み物としたもの
- ・論説・評論
- ・地域活動、講習会等の報告・評価
- ・その他、研究報告ではないが学術的な価値(文芸的な価値を含む)が認められるもの

「ノート」の設定によって投稿は容易になることから、投稿編数の増加とテーマの多様化が期待できそうである。なお、地域住民からの投稿も受け付けているが、2006年度、2007年度とも投稿は各1編であった。

VIII 施設・設備等

1) 施設・設備

本学の校地面積及び校舎面積は、それぞれ 42,440 m²及び 16,372 m²である。また、各施設・設備の整備状況は表VIII-1と2に示す通りである。大学設置基準第37条及び第37条の2に規定する校地面積、校舎面積はそれぞれ 5,900 m²、9,304 m²であり、本学の校地・校舎面積はいずれも基準を大きく上回っている。

これらの施設を利用する場合には、教職員、学生とも事務局へ申請して予約することができる。また、学外からの使用申請については、名寄市立大学学外者の大学施設の使用許可に係る事務取扱要項に基づき、許可を判断する。学内者、学外者の別にかかわらず、使用料は徴収していない。

表 VIII-1 学内施設の状況

区分	面積（建築面積）m ²	備考
運動場	29,633	H19年度 補修造成
屋内運動場（本館）	1,229.9	
屋内運動場（恵陵館）	1,069.0	
学生会館	545.7	R C造 2階建
駐車場	3,865	4箇所
自転車置場	780	2箇所

本館には主に看護学科、栄養学科の実習室演習室を配置している。また、新館にはH A C C Pに対応した給食経営管理実習室、マジックミラーを配置したカウンセリング演習室を備えている。

恵陵館には、教員の指導のもとに学生が研究できる実験室を備えるとともに、社会福祉学科、栄養学科における実験室、演習室を備えている。

各講義室には、移動が可能な視聴覚機器により、D V D、パワーポイントといった視聴覚教材に対応できる設備を備えている。しかしながらまだ十分な数ではなく、今後年次計画にて整備する予定である。

本学は、車椅子用のスロープ・階段昇降機、手摺や多目的トイレ等を備え、バリアフリーに配慮したデザインを採用している。

本学に配置されている学生用コンピュータは122台であるが未だ不足している状況にある。年次計画にて導入する予定である。また、コンピュータマルチメディア室はC A L L教室としての機能を持つとともにe-ラーニングアプリケーションを導入し効率的・効果的な学習環境を整備している。

本学では、主に情報処理教育に利用するための、コンピュータマルチメディア室及びコンピュータ自習室を備え、各種メディアにより学生が自主的に研究、学習できる環境を整備している。情報処理教育の学習にあたっては、ティーチングアシスタント制の導入により、より効率的な学習が可能な環境を構成している。また、学内L A Nの導入により、教職員間の情報ネットワークを構築しているところである。

しかしながら、教職員に学生を加えた3者間での情報ネットワークの構築においては、十分とはいえない状況にある。インフラ整備はある程度進んでいるが、学生用の端末が不足していること、ネットワーク環境におけるコンテンツの強化が求められる。

学内L A Nについては、計画的に必要な機種の更新を図ることとし、その保守管理についてはセキュリティも含めて、委託契約により適切に管理しているところである。

2) 施設の利用

本学施設の利用にあたっては、名寄市立大学学外者の大学施設の使用許可に係る事務取扱要項に基づき、利用許可を判断する。学生には便覧、掲示を通じて周知を図っているところである。

3) 環境整備

環境面においては、平成19年度大学周辺の樹木の伐採及び植樹工事やグランドの整備工事を行

い、環境面からのバックアップも行っている。

今後の予定としては、恵陵館体育館の屋根の塗装工事を行う予定である。

表 VIII-2 建物内スペースの状況

区分			面積 m ²
本館（南）	1階	管理室、図書館（本館）、委員会室、就職相談室、研究室（4）、調理実習室、その他	1,864.6
	2階	理化学実験室、機器分析室、食品加工実習室、コンピュータ自習室、講義室（4）、研究室（5）、学生ラウンジ、その他	1,852.0
	3階	地域ケア実習室、研究室（14）、児童文化演習室、絵画工作室、ピアノ練習室、その他	1,117.1
本館（北）	1階	会議室、更衣室、研究室（9）、その他	713.8
	2階	講義室（3）、研究室（2）、演習室（7）、その他	719.7
	3階	基礎・成人・老年看護実習室、小児・母性看護実習室、倉庫、その他	691.4
新館	1階	学長室、事務室、小会議室、機械室、給食経営管理論実習室（1）、その他	1,472.9
	2階	コンピューターマルチメディア室、講義室（1）、学生ラウンジ、カウンセリング演習室、演習室（4）、研究室（8）、その他	1,384.2
	3階	大会議室、サーバー室、研究室（14）、演習室（3）、その他	854.7
恵陵館	1階	講義室（3）、臨床栄養実習室、栄養教育実習室、その他	1,902.0
	2階	講義室（1）、食品学共同実験室、精密機器室、図書館（分館）、学生共同研究室（6）、学生ラウンジ、研究室（1）、その他	1,868.0
	3階	講義室（2）、栄養学・生化学共同実験室、ソーシャルワーク室、多目的ワークルーム、動物実験室、演習室（2）、学生共同研究室（4）、研究室（2）、その他	1,931.6

発 行 名寄市立大学平成19年度自己点検委員会
発行年月 平成20年11月

〒096-8641 北海道名寄市西4条北8丁目1

名寄市立大学保健福祉学部

TEL (01654) 2-4194 FAX (01654) 3-3354

<http://www.nayoro.ac.jp>